

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人兵庫教育大学教職員就業規則（平成16年規則第15号。以下「就業規則」という。）第24条の規定に基づき、国立大学法人兵庫教育大学（以下「本学」という。）に勤務する教育職員及び事務職員（国立大学法人兵庫教育大学年俸制適用教育職員給与規程又は国立大学法人兵庫教育大学新年俸制適用教育職員給与規程の適用を受ける者を除く。以下「教職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類、計算期間及び支給日)

第2条 教職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、当該給与の計算期間の途中で新たに教職員となった者その他これに準ずる者の給与支給日は、次の表に掲げる給与支給日の翌月とする。

給与の種類	給与の計算期間	給与支給日
(1) 俸給 (2) 諸手当 俸給の調整額 管理職手当 職務付加手当 初任給調整手当 扶養手当 地域手当 広域異動手当 住居手当 通勤手当 単身赴任手当 義務教育等教員特別手当 教職調整額 幼稚園教員特別手当 特別貢献手当	一月の初日から 末日まで	その月の17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは前々日、その日が土曜日に当たるときは前日、その日が休日に当たるときは翌日）
特殊勤務手当 超過勤務手当 休日給 夜勤手当 管理職員特別勤務手当	一月の初日から 末日まで	当該手当の支給要件となる事実が発生した月の翌月の17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは前々日、その日が土曜日に当たるときは前日、その日が休日に当たるときは翌日）
期末手当 勤勉手当 期末特別手当		6月30日及び12月10日（ただし、その日が日曜日に当たるときは前々日、その日が土曜日に当たるときは前日）
特別調整額		その月の17日（ただしその日が日曜日に当たるときは前々日、その日が土曜日に当たるときは前日、その日が休日に当たるときは翌日）期末手当、勤勉手当にかかるものは、6月30日及び12月10日（ただし、その日が日曜日に当たるときは前々日、その日が土曜日に当たるときは前日）

2 教職員の給与は、国家公務員の給与改定状況等を勘案し、改定するものとする。

(給与の支払)

第3条 教職員の給与は、通貨で直接教職員にその全額を支払うものとする。ただし、法令で定めるもの及び労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第24条に基づく協定に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。

2 前項の給与は、教職員の同意を得た場合には、教職員の預貯金口座に振込むことによって支払う。

(日割計算等)

第4条 新たに教職員となった者には、その日から俸給を支給する。俸給の額に異動が生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

2 教職員が退職（死亡を除く。第5条、第20条、第28条、第31条及び第39条から第41条までにおいて同じ。）し、又は解雇された場合には、その日までの俸給を支給する。

3 教職員が死亡により退職した場合には、その月までの俸給を支給する。

- 4 第1項又は第2項の規定により、俸給を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給の額は、その月の現日数から国立大学法人兵庫教育大学教職員の労働時間、休暇等に関する規程（平成16年規程第47号。以下「労働時間等規程」という。）第4条第1項、同条第2項、第8条第1項及び第9条第1項に規定する休日（第5条第1項の規定により休日となった日を含む。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。
- 5 前各項の規定は、俸給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、広域異動手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整額の支給について準用する。

（給与の即時払）

第5条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、教職員又は権利者の請求があつたときは、第2条の規定にかかわらず速やかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

- (1) 退職し、又は解雇されたとき。
- (2) 教職員が死亡したとき。

（給与の非常時払）

第6条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ教職員から請求があつたときは、第2条の規定にかかわらず、当該請求があつた日までの給与を日割計算により速やかに支払う。

- (1) 教職員又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき。
- (2) 教職員又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用にあてるとき。
- (3) 教職員又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき。
- (4) その他特に必要と認めたとき。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第7条 第23条及び第34条から第36条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給月額及び俸給の調整額の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに管理職手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整額の月額の合計額を1箇月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第34条及び第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が特殊勤務手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額（1日単位で支給されるものにあつては、その額を7.75で除した額）を、前項の規定による額に加算した額とする。

（端数計算）

第8条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（端数の処理）

第9条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 俸給

（俸給）

第10条 俸給は、次条の俸給表に定める級及び号俸と俸給月額に基づき支給する。

（俸給表の種類）

第11条 俸給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

- (1) 一般職俸給表（別表第1）
 - イ 一般職俸給表（一）
 - ロ 一般職俸給表（二）
- (2) 教育職俸給表（別表第2）
 - イ 教育職俸給表（一）
 - ロ 教育職俸給表（二）
- (3) 医療職俸給表（別表第3）
 - イ 医療職俸給表（一）
 - ロ 医療職俸給表（二）
- (4) 指定職俸給表（別表第4）

（初任給）

第12条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の教職員との均衡を考慮して決定する。

（昇格）

第13条 就業規則第10条の規定により昇任した職員については、その者が従事する職務に応じた上位の級に、昇格させることがある。

- 2 勤務成績が優秀な職員については、その者が従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力評価に基づき、1級上位の級に昇格させることがある。

（降格）

第14条 就業規則第20条第1項の規定により降任したときは、下位の級に降格させることがある。

(初任給基準を異にする異動の場合の職務の級)

第15条 教職員を俸給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職種に異動させる場合におけるその者の職務の級及び号俸は、その異動後の職務に応じ、決定する。

(俸給表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第16条 教職員を俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級及び号俸は、その異動後の職務に応じ、決定する。

(昇給)

第17条 教職員(指定職俸給表の適用を受ける教職員を除く。以下この条において同じ。)の昇給は、1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号俸数を4号俸(教育職俸給表(二)の適用を受ける教職員でその職務の級が4級以上であるものにあつては、3号俸)とすることを標準として細則で定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳(一般職俸給表(二)の適用を受ける教職員にあつては、57歳)を超える教職員の前項の規定による昇給は、第1項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて細則で定める基準に従い決定するものとする。

4 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

5 第1項から前項までに規定するもののほか、教職員の昇給に関し必要な事項は、細則で定める。

第18条 削除

第19条 削除

第3章 給与の特例等

(休職者の給与)

第20条 教職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。))第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下この条及び第24条において同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第13条第1項第1号の規定による休職(以下この条において「病気休職」という。)にされたときは、その休職の期間中、給与の全額(労災保険法第14条による休業補償給付(休業特別支給金を含む。))を受ける額に相当する額を除く額)を支給する。

2 教職員が結核性疾患にかかり、病気休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、俸給、俸給の調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、教職調整額、期末手当及び期末特別手当(以下この条において「俸給等」という。)のそれぞれ100分の80を支給することができる。ただし、国立大学法人兵庫教育大学教員の就業に関する規程(平成16年規程第38号。以下「教員就業規程」という。))第5条第2項の規定による休職の期間にあつては、その期間中、給与の全額を支給する。

3 教職員が前2項以外の心身の故障により、病気休職にされたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、俸給等の100分の80を支給する。

4 教職員が刑事事件に関し起訴され、就業規則第13条第1項第2号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等(期末手当及び期末特別手当を除く。)の100分の60以内を支給する。

5 教職員が就業規則第13条第1項第3号の規定に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の70以内(業務上の災害若しくは通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内)を支給する。

6 教職員が就業規則第13条第1項第4号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の70以内を支給する。

7 教職員が就業規則第13条第1項第5号の規定による派遣休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の100以内を支給する。

8 休職にされた教職員には、他の規程に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

9 第1項、第2項、第3項、第5項、第6項又は第7項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第39条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され(細則で定める事由により解雇された場合を除く。)、又は死亡したときは、当該各項の例による額の期末手当及び期末特別手当を支給する。ただし、第39条第3項第2号ロ及びハ(これらの規定を第41条第3項において準用する場合を含む。)に掲げる職員には支給しない。

10 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当又は期末特別手当の支給については、第39条第4項から第9項までの規定を準用する。この場合において、第39条第4項中「第1項の」とあるのは、「第20条第9項本文の」と読み替えるものとする。

(育児休業者等の給与)

第21条 国立大学法人兵庫教育大学教職員の育児休業等に関する規程(平成16年規程第49号。以下「育児休業規程」という。)により育児休業又は育児時間を取得して勤務しない教職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

- (2) 第39条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている教職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（細則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある教職員には、前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- (3) 第40条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている教職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある教職員には、第1号の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
- (4) 第41条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている教職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（細則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある教職員には、第1号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末特別手当を支給する。
- (5) 育児休業をした教職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の3分の3以下に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、細則で定めるところにより、号俸を調整することができる。
- (6) 教職員が育児時間を取得して勤務しない場合には、第23条の規定により減額して給与を支給する。
（育児短時間勤務教職員の給与）

第21条の2 育児休業規程第14条第1項の規定に基づき勤務する教職員（以下「育児短時間勤務教職員」という。）の給与については、次の表の左欄に掲げる条項中の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条	俸給月額	俸給月額に労働時間等規程第2条第2項の規定により定められた労働時間を38時間45分で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）
第26条第2項	掲げる額	掲げる額に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）
第27条第3項	掲げる額	掲げる額に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）
第39条第2項	俸給月額	俸給月額に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）
第40条第2項	俸給月額	俸給月額に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）
第41条第2項	俸給月額	俸給月額に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）
第42条第2項	定める額	定める額に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）

第21条の3 削除

（介護休業者等の給与）

第22条 国立大学法人兵庫教育大学教職員の介護休業等に関する規程（平成16年規程第50号）により介護休業又は介護部分休業を取得して勤務しない場合には、第23条の規定により減額して給与を支給する。

（給与の減額）

第23条 教職員が勤務しないときは、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。ただし、就業規則第52条第2項若しくは第53条に規定する就業禁止、労働時間等規程第18条に規定する休暇又は同規程第16条の規定によりその勤務しないことが認められている場合は、減額しない。

- 2 就業規則その他規程により勤務しないことが認められている場合であっても、特に給与を減額する旨規定されているときは、前項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の定めるところにより減額して支給する。

（俸給の半減）

第24条 前条第1項ただし書の規定にかかわらず、教職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この条において同じ。）に係る療養のため、又は就業規則第52条第2項若しくは第53条に規定する疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための労働時間等規程第23条に規定する病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給及び俸給の調整額の半額を減ずる。

第4章 諸手当

（俸給の調整額）

第25条 俸給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、労働時間、労働環境その他の労働条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、適正な調整を行う。

- 2 前項の規定により俸給の調整を行う職及びその職を占める教職員の俸給の調整額は細則で定める。

- 3 前2項の規定は、指定職俸給表の適用を受ける職員には適用しない。

（管理職手当）

第26条 管理職手当は、細則で定める管理又は監督の地位にある職を占める教職員に支給する。ただし、指定職俸給表の適用を受ける教職員には支給しない。

2 管理職手当の月額、は、細則で定める管理職手当の区分（第39条第2項において「管理職手当の区分」という。）に応じ、別表第8に掲げる額とする。

3 前項に規定する管理職手当の月額は、所定労働時間を超えて勤務した場合における割増賃金相当額（当該勤務が深夜に及んだ場合における割増賃金相当額を除く。）を含むものとする。

4 令和8年1月19日改正附則第6項の規定の適用を受ける教職員に対する第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

（職務付加手当）

第26条の2 職務付加手当は、細則で定める著しく負担のかかる職務を付加された教職員に支給する。ただし、指定職俸給表の適用を受ける教職員及び管理職手当の支給を受ける教職員には支給しない。

2 職務付加手当の月額、は、別表第8の2に掲げる額とする。

（初任給調整手当）

第27条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であるとして細則で定める教育職俸給表（一）の適用を受ける教職員の職に新たに採用された教職員（医師法（昭和23年法律第201号）に定める医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に定める歯科医師免許証を有する者であつて、細則で定めるものに限る。）には、月額52,100円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。ただし、前条の規定に基づき管理職手当の区分が1種の管理職手当の支給を受ける教職員には支給しない。

2 在職する教職員のうち、新たに前項に規定する職を占めることとなった教職員で医師免許証又は歯科医師免許証を有する者には、前項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。

3 初任給調整手当の月額は、採用の日又は前項に規定する教職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第7に掲げる額とする。この場合において、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は前項に規定する教職員となった日までの期間が4年（医師法に定める臨床研修を経た場合にあつては6年、医師法の一部を改正する法律（昭和43年法律第47号）による改正前の医師法に規定する実地修練を経た場合にあつては5年）を超えることとなる教職員（学校教育法に定める大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の教職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は前項に規定する教職員となった日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

4 初任給調整手当を支給されている教職員が就業規則第13条第1項の規定に該当して休職にされた場合における当該教職員に対する別表第7の適用については、当該休職の期間（第20条第1項の規定により給与の全額を支給される休職の期間を含まないものとする。）は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

5 第1項又は第2項に規定する教職員となった者のうち、これらの教職員となった日前にこの規程による初任給調整手当、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）に定める初任給調整手当及び他の法人等において支給される手当でこれに相当するものと認めた手当（以下「初任給調整手当等」という。）を支給されていたことのある者で第3項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当等を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

（扶養手当）

第28条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族たる配偶者、父母等（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上である職員に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

（1）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

（2）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

（3）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

（4）満60歳以上の父母及び祖父母

（5）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

（6）重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（一般職俸給表（一）8級及び教育職俸給表（一）5級の適用を受ける教職員（以下「一（一）8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわら

ず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その教職員は、別に定める様式の扶養親族届により、直ちにその旨を届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

6 扶養手当の支給は、新たに教職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が教職員となった日、教職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその教職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている教職員が退職し、若しくは解雇され、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日、扶養手当を受けている教職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員が配偶者のない教職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある一（一）8級職員等が一（一）8級職員等以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で一（一）8級職員等以外のものが一（一）8級職員等となった場合

(5) 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

（地域手当）

第29条 地域手当は、俸給月額並びに俸給の調整額、管理職手当、扶養手当及び教職調整額の月額の合計額に、100分の4を乗じて得た額を教職員に支給する。

2 次に掲げる者から人事交流等により引き続き教職員となった場合において、採用等の事情及び当該異動前日の勤務地等を考慮して、本学が特に必要と認める場合に細則の定めるところによる地域ごとの支給割合により支給する。

(1) 他の国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構及び独立行政法人国立大学財務・経営センターに勤務する者

(2) 給与法の適用を受ける職員（以下「給与法適用職員」という。）

(3) 検察官

(4) 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和29年法律第141号）の適用を受ける者

(5) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人に勤務する者

(6) 特別職に属する国家公務員

(7) 地方公務員

(8) 沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫に勤務する者

(9) 国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人に勤務する者

(10) 国家公務員退職手当法施行令第9条の4各号に掲げる法人（前2号に掲げる法人を除く。）に勤務する者

3 前各項に定めるもののほか本学が特に必要と認める教職員には、細則の定めるところにより、第1項及び第2項の規定に準じて地域手当を支給する。

（広域異動手当）

第29条の2 広域異動手当は、勤務箇所を異にする異動をした教職員のうち、当該異動前後の勤務箇所間の距離及び当該異動直前の住居から当該異動直後に在勤する勤務箇所までの間の距離がいずれも60キロメートル以上と

なる教職員に支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動の日の前日に在勤していた勤務箇所への異動が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として細則で定める場合は、この限りでない。

- 2 広域異動手当は、前項の異動の日から3年以内(附属学校教員にあっては5年以内)の期間について支給する。
- 3 広域異動手当の月額、俸給月額並びに俸給の調整額、管理職手当、扶養手当及び教職調整額の月額の合計額に当該異動等に係る勤務箇所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。
 - (1) 300キロメートル以上 100分の10
 - (2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5
- 4 前各項の規定により広域異動手当を支給されることとなる教職員のうち、当該支給に係る異動(以下この項において「当初広域異動」という。)の日から3年を経過する日までの間の異動(以下この項において「再異動」という。)により第1項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動の日以後は当初広域異動に係る広域異動手当は支給せず、当該再異動に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動に係る広域異動手当を支給しない。
- 5 第29条第1項各号に掲げる者から人事交流等により引き続き教職員となった場合において、採用等の事情を考慮して、本学が特に必要と認める場合は、前各項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。
- 6 前各項の規定により広域異動手当を支給されることとなる教職員が、前条の規定により地域手当を支給される教職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前各項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前各項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は支給しない。

(住居手当)

第30条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する教職員に支給する。ただし、指定職俸給表の適用を受ける教職員には支給しない。

- (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている教職員(本学若しくは他の法人等又は国から貸与された宿舎に居住し、使用料を支払っている教職員その他細則で定める教職員を除く。)
- (2) 第32条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される教職員で、配偶者が居住するための住宅(他の法人等又は国から貸与された宿舎その他細則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして細則で定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額(当該各号のいずれにも該当する教職員にあっては、当該各号に定める額の合計額)とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
 - イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている教職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
 - ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている教職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額
 - (2) 前項第2号に掲げる教職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
- 3 新たに第1項の教職員たる要件を具備するに至った教職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、別に定める様式の住居届により、その居住の実情等を速やかに届け出なければならない。住居手当を受けている教職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。
- 4 住居手当の支給は、教職員が新たに第1項の教職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、教職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、前項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。
- 5 住居手当を受けている教職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合に準用する。

(通勤手当)

第31条 通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする教職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困

難である教職員以外の教職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる教職員を除く。)

- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で細則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする教職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。)
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の月額、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる教職員 細則で定めるところにより算出したその者の1箇月の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)(その額が55,000円を超えるときは、55,000円)
- (2) 前項第2号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である教職員 2,000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である教職員 4,200円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である教職員 7,300円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である教職員 10,400円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である教職員 13,500円

ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である教職員 16,600円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である教職員 19,700円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である教職員 22,800円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である教職員 25,900円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である教職員 29,100円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である教職員 32,300円

ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である教職員 35,500円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満である教職員 38,700円

カ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である教職員 42,200円

ヨ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である教職員 45,700円

タ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である教職員 49,200円

レ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である教職員 52,700円

ソ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である教職員 56,200円

ツ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である教職員 59,600円

ネ 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である教職員 63,000円

ナ 使用距離が片道100キロメートル以上である教職員 66,400円

- (3) 前項第3号に掲げる教職員のうち次に掲げる教職員 運賃等相当額及び前号に定める額の合計額(その額が66,400円を超えるときは、66,400円)

イ 自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上であり、かつ、交通機関等の利用距離が通常徒歩によることを例とする距離以上である教職員

ロ 自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上であり、かつ、交通機関等の利用距離が通常徒歩によることを例とする距離内であるが交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員

ハ 自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であり、かつ、交通機関等の利用距離が通常徒歩によることを例とする距離以上である教職員

ニ 自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であり、かつ、交通機関等の利用距離が通常徒歩によることを例とする距離内であるが交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員

- (4) 前項第3号に掲げる教職員のうち次に掲げる教職員 第1号に定める額又は第2号に定める額のいずれか高い方の額

イ 自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上であり、かつ、交通機関等の利用距離が通常徒歩によることを例とする距離内である教職員

ロ 自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であり、かつ、交通機関等の利用距離が通常徒歩によることを例とする距離内である教職員

ハ 自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であり、かつ、交通機関等の利用距離が通常徒歩によることを例とする距離以上である教職員

ニ 自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であり、かつ、交通機関等の利用距離が通常徒歩によることを例とする距離内であるが交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員

ホ 自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であり、かつ、交通機関等の利用距離が通常徒歩によることを例とする距離内である教職員

- 3 勤務箇所を異にする異動に伴い、所在する地域を異にする勤務箇所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった教職員で細則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして細則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が細則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の月額、前項の規定にかかわらず、細則で定めるところにより算出したその者の1箇月の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額（以下「特別料金等の2分の1相当額」という。）（その額が20,000円を超えるときは、20,000円）及び同項の規定による額の合計額とする。
- 4 前項の規定は、第29条第1項各号に掲げる者から引き続き教職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該採用の直前の住居（当該住居に相当するものとして細則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が細則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用の事情等を考慮して細則で定める教職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして細則で定める教職員の通勤手当の月額の算出について準用する。
- 5 前2項の規定により算出した通勤手当のうち新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等の2分の1相当額を支給する期間は、第3項に規定する教職員は勤務箇所を異にする異動の日から、前項に規定する教職員は教職員となった日から起算して5年を経過するまでの間を限度とする。
- 6 新たに第1項の教職員たる要件を具備するに至った教職員は、別に定める様式の通勤届により、その通勤の実情を速やかに届け出なければならない。同項の教職員が、住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合についても同様とする。
- 7 通勤手当の支給は、教職員が新たに第1項の教職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている教職員が退職し、若しくは解雇され、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日、通勤手当を支給されている教職員が同項の教職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、前項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 8 通勤手当を受けている教職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の月額を増額して改定する場合に準用する。

（単身赴任手当）

第32条 勤務箇所を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の細則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して細則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して細則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（細則で定めるところにより算定した教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が100キロメートル以上である教職員にあっては、その額に、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額）とする。

- | | | |
|------|----------------------------|---------|
| (1) | 100キロメートル以上 300キロメートル未満 | 8,000円 |
| (2) | 300キロメートル以上 500キロメートル未満 | 16,000円 |
| (3) | 500キロメートル以上 700キロメートル未満 | 24,000円 |
| (4) | 700キロメートル以上 900キロメートル未満 | 32,000円 |
| (5) | 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 | 40,000円 |
| (6) | 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 | 46,000円 |
| (7) | 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 | 52,000円 |
| (8) | 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 | 58,000円 |
| (9) | 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 | 64,000円 |
| (10) | 2,500キロメートル以上 | 70,000円 |

- 3 第29条第1項各号に掲げる者から引き続き教職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の細則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して細則で定める基準に照ら

して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員（採用の事情等を考慮して細則で定める教職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして細則で定める教職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項の規定による単身赴任手当を支給する期間は、第1項に規定する勤務箇所を異にする異動の日又は前項に規定する教職員となった日（第6項において「起算日」という。）から起算して5年を経過するまでの間を限度とする。

5 新たに第1項又は第3項の教職員たる要件を具備するに至った教職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、別に定める様式の単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに届け出なければならない。単身赴任手当を受けている教職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

6 単身赴任手当の支給は、教職員が新たに第1項又は第3項の教職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、教職員が第1項若しくは第3項に規定する要件を欠くに至った日又は起算日から5年を経過した日のいずれか早い日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、前項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

7 単身赴任手当を受けている教職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（特殊勤務手当）

第33条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する教職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。ただし、指定職俸給表の適用を受ける教職員には支給しない。

2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（超過勤務手当）

第34条 労働時間等規程第12条第1項及び第14条の規定により所定の労働日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）に業務上の必要により所定労働時間を超えて勤務することを命ぜられた教職員には、所定労働時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125（その勤務が深夜である場合は、100分の150）を超過勤務手当として支給する。ただし、第26条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける教職員及び指定職俸給表の適用を受ける教職員には支給しない。

（休日給）

第35条 労働時間等規程第12条第1項及び第14条の規定により同規程第4条第1項、同条第2項、第5条第1項、第8条第1項及び第9条第1項に規定する休日並びに同規程第6条第1項の規定による休日の代休日に業務上の必要により勤務することを命ぜられた教職員には、勤務を命ぜられた全時間（同規程第5条第1項の規定により、当該休日をあらかじめ当該週の労働日に振り替えた場合は、当該休日に勤務を命ぜられた全時間のうち、所定労働時間を超えて勤務した時間）（以下次条において「休日勤務時間」という。）に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135（その勤務が深夜である場合は、100分の160）を休日給として支給する。ただし、第26条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける教職員及び指定職俸給表の適用を受ける教職員には支給しない。

（60時間を超える超過勤務等に係る超過勤務手当等）

第35条の2 前2条の規定にかかわらず、所定労働時間を超えて勤務した時間と休日勤務時間とを合算した時間が1箇月（第2条に規定する給与の計算期間と同じとする。）について60時間を超えた教職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の150（その勤務が深夜である場合は、100分の175）を超過勤務手当又は休日給として支給する。

（夜勤手当）

第36条 労働時間等規程第13条の規定により所定労働時間が深夜に割り振られた教職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する（前条の規定により休日給が支給されることとなる場合を除く。）。

第37条 削除

（管理職員特別勤務手当）

第38条 第26条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける教職員及び指定職俸給表の適用を受ける教職員が臨時

又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により労働時間等規程第4条第1項、同条第2項、第8条第1項及び第9条第1項に規定する休日並びに同規程第6条の規定による休日の代休日（次項において「休日等」という。）

に勤務した場合は、当該教職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理職手当の支給を受ける教職員及び指定職俸給表の適用を受ける教職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の労働時間以外の時間に勤務した場合は、当該教職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第1項に規定する場合 次に掲げる教職員の区分に応じ、同項の勤務1回につき、それぞれ次に定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務をした教職員にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額）

イ 指定職俸給表の適用を受ける教職員	18,000円
ロ 管理職手当の区分が1種である教職員	12,000円
ハ 管理職手当の区分が2種である教職員	10,000円
ニ 管理職手当の区分が3種である教職員	8,500円
ホ 管理職手当の区分が4種又は5種である教職員	7,000円
ヘ 管理職手当の区分が6種である教職員	6,000円

- (2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、それぞれ次に定める額

イ 管理職手当の区分が1種である教職員	6,000円
ロ 管理職手当の区分が2種である教職員	5,000円
ハ 管理職手当の区分が3種である教職員	4,300円
ニ 管理職手当の区分が4種又は5種である教職員	3,500円
ホ 管理職手当の区分が6種である教職員	3,000円

- 4 第1項の勤務をした後、引き続いて第2項の勤務をした管理職手当の支給を受ける教職員には、その引き続き勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

（期末手当）

第39条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第41条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され（細則で定める事由により解雇された場合を除く。次項、第3項、第5項、次条第1項及び第41条第1項において同じ。）、又は死亡した教職員についても同様とする。ただし、指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

- 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この条から第41条までにおいて同じ。）において教職員が受けるべき俸給月額並びに俸給の調整額、扶養手当、教職調整額の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに幼稚園教員特別手当の月額の合計額に、次の表（1）の教職員欄に掲げる教職員にあっては、俸給月額並びに俸給の調整額及び教職調整額の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに幼稚園教員特別手当の月額の合計額に、同表の教職員欄の区分に応じ、同表の加算割合欄に掲げる加算割合を乗じて得た額（以下「役職段階別加算額」という。）（次の表（2）の教職員欄に掲げる教職員にあっては、その額に、俸給月額に同表の教職員欄の区分に応じ、同表の加算割合欄に掲げる加算割合を乗じて得た額（以下「管理職加算額」という。）を加算した額）を加算した額を基礎として、100分の126.25を乗じて得た額（次の表（2）の教職員欄に掲げる教職員のうち、管理職手当の区分欄に掲げる管理職手当の区分が1種又は2種である教職員（以下「特定管理職員」という。）にあっては、100分の106.25を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の表（3）の在職期間欄に掲げる在職期間の区分に応じ、同表の割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

表（1）

俸 給 表	教 職 員	加 算 割 合
一般職俸給表（一）	職務の級8級以上の教職員	100分の20
	職務の級7級及び6級の教職員	100分の15
	職務の級5級及び4級の教職員	100分の10
	職務の級3級の教職員	100分の5
一般職俸給表（二）	職務の級5級の教職員	100分の10
	職務の級4級及び3級の教職員	100分の5
教育職俸給表（一）	職務の級5級の教職員	100分の15（細則で定める教職員にあっては

		100分の20)
	職務の級 4 級及び 3 級の教職員	100分の10（職務の級 4 級の教職員のうち細則で定める教職員にあっては100分の15）
	職務の級 2 級の教職員（細則で定める教職員に限る。）	100分の 5
教育職俸給表（二）	職務の級 5 級の教職員	100分の15
	職務の級 4 級及び 3 級の教職員	100分の10
	職務の級 2 級の教職員（細則で定める教職員に限る。）	100分の 5（細則で定める教職員にあっては100分の10）
医療職俸給表（一）	職務の級 4 級及び 3 級の教職員並びに 2 級の教職員（細則で定める教職員に限る。）	100分の 5
医療職俸給表（二）	職務の級 3 級の教職員及び 2 級の教職員（細則で定める教職員に限る。）	100分の 5

表（2）

俸 給 表	管理職手当の区分	教 職 員	加算割合
一般職俸給表（一）	1 種	職務の級 8 級以上の教職員	100分の20
一般職俸給表（一）	2 種	職務の級 7 級以上の教職員	100分の15

表（3）

在 職 期 間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月以上 6 箇月未満	100分の 80
3 箇月以上 5 箇月未満	100分の 60
3 箇月未満	100分の 30

3 第 1 項の規定にかかわらず、次に掲げる教職員には、期末手当を支給しない。

(1) 基準日に在職する教職員のうち、次に掲げる教職員

イ 無給休職者（就業規則第13条第 1 項第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号又は第 7 号までの規定に該当して休職にされている教職員のうち、給与の支給を受けていない教職員をいう。）

ロ 刑事休職者（就業規則第13条第 1 項第 2 号の規定に該当して休職にされている教職員をいう。）

ハ 無給派遣休職者（就業規則第13条第 1 項第 5 号の規定に該当して休職にされている教職員のうち、給与の支給を受けていない教職員をいう。）

ニ 大学院修学休業教職員（教員就業規程第12条の規定により大学院修学休業をしている教職員をいう。）

ホ 育児休業規程第 2 条第 1 項の規定により育児休業をしている教職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間がある教職員以外の教職員

ヘ 停職者（就業規則第43条第 4 号の規定により停職にされている職員をいう。）

ト 自己啓発等休職者（就業規則第13条第 1 項第 7 号又は同項第 8 号の規定に該当して休職にされている教職員のうち、給与の支給を受けていない教職員をいう。）

(2) 基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員のうち、次に掲げる教職員

イ 退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日において前号イからへまでのいずれかに該当する教職員であった者

ロ 退職し、又は解雇された後基準日までの間において給与法適用者となった者

ハ 退職し、又は解雇された後基準日までの間において国の機関又は他の法人等に勤務する者となった者（細則で定める者に限る。）

4 次の各号のいずれかに該当する者には、第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第 4 号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第43条第1号の規定により懲戒解雇された教職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第43条第2号の規定により解雇された教職員
- (3) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に細則で定める事由により解雇された職員
- (4) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職し、又は解雇された教職員（前3号に掲げる者を除く。）で、退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- (5) 次項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- 5 学長は、支給日に期末手当を支給することとされていた教職員で当該支給日の前日までに退職し、又は解雇されたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
 - (1) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、本学に対する社会の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 6 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、その取消しを申し立てることができる。
- 7 学長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 8 前項の規定は、学長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 9 学長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

（勤勉手当）

第40条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する教職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員についても、同様とする。ただし、指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

- 2 勤勉手当の額は、前項の教職員が、それぞれの基準日現在において受けるべき俸給月額並びに俸給の調整額及び教職調整額の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、役職段階別加算額（前条第2項の表（2）の教職員欄に掲げる教職員にあっては、その額に管理職加算額を加算した額）を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）を基礎として、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の表の勤務期間欄に掲げる勤務期間の区分に応じ、同表の割合欄に掲げる割合及びその者の勤務成績に応じて細則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の総額は、教職員の勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額を合計額を加算した額に100分の106.25（特定管理職員にあっては、100分の126.25）を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

表

勤 務 期 間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月15日以上 6 箇月未満	100分の 95
5 箇月以上 5 箇月15日未満	100分の 90

4 箇月15日以上 5 箇月未満	100分の 80
4 箇月以上 4 箇月15日未満	100分の 70
3 箇月15日以上 4 箇月未満	100分の 60
3 箇月以上 3 箇月15日未満	100分の 50
2 箇月15日以上 3 箇月未満	100分の 40
2 箇月以上 2 箇月15日未満	100分の 30
1 箇月15日以上 2 箇月未満	100分の 20
1 箇月以上 1 箇月15日未満	100分の 15
15日以上 1 箇月未満	100分の 10
15日未満	100分の 5
零	0

- 3 前条第3項の規定は、同項第1号中イからハまでを「休職者（就業規則第13条第1項の規定により休職にされている教職員（第20条第1項及び第2項ただし書の規定の適用を受ける者を除く。）をいう。）」に読み替えて勤勉手当の支給について準用する。
- 4 前条第4項から第9項までの規定は、勤勉手当の支給について準用する。

（期末特別手当）

第41条 期末特別手当は、基準日にそれぞれ在職する指定職俸給表の適用を受ける教職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員で指定職俸給表の適用を受けていた者についても、同様とする。

- 2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在において教職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額（就業規則第13条第1項の規定により休職にされている者（同項第5号及び第20条第1項の規定の適用を受ける者を除く。）以外の教職員にあっては、その額に俸給月額の月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を基礎として、6月及び12月に支給する場合においては100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の第39条第2項の表（3）の在職期間欄に掲げる在職期間の区分に応じ、同表の割合欄に掲げる割合を乗じて得た額（当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じて細則で定める基準に従って定める額を減じて得た額）とする。
- 3 第39条第3項の規定は、同項第1号ニを除いて、期末特別手当の支給について準用する。
- 4 第39条第4項から第9項までの規定は、期末特別手当の支給について準用する。

（義務教育等教員特別手当）

第42条 国立大学法人兵庫教育大学教職員雇用管理規程（平成16年規程第39号。以下「雇用管理規程」という。）別表第1の職種欄に掲げる附属学校教員（以下「附属学校教員」という。）には、義務教育等教員特別手当を支給する。

- 2 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額（附属小学校又は附属中学校の学級を担任する教員（以下、「学級担任」という。）にあっては、第1号の額に2,000円、附属幼稚園の学級担任にあっては、第2号の額に1,000円を加算した額）とする。
- (1) 附属小学校及び附属中学校に勤務する教職員 その者の属する職務の級及びその者の受ける号俸に対応する別表第9に掲げる額
 - (2) 附属幼稚園に勤務する教職員 その者の属する職務の級及びその者の受ける号俸に対応する別表第9に掲げる額に2分の1を乗じて得た額
 - (3) 義務教育等教員特別手当（第2項に規定する加算額に係る部分に限る。）の支給は、教員が新たに学級担任たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、教員が学級担任たる要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。

（教職調整額）

第43条 その職務と勤務態様の特殊性に基づき、附属学校教員のうち、その属する職務の級が教育職俸給表（二）の3級及び2級である教職員には、その者の俸給月額の100分の5に相当する額を教職調整額として支給する。

- 2 第24条の規定により俸給月額の半額が減ぜられた場合における教職調整額の額は、当該半減後の俸給月額を基礎として算出した額とする。

(幼稚園教員特別手当)

第43条の2 幼稚園の教育体制の充実のため、附属幼稚園に所属し、かつ教育職俸給表(二)の適用を受ける者には、9,000円を幼稚園教員特別手当として支給する。

2 第24条の規定により俸給月額が半額が減ぜられた場合における幼稚園教員特別手当の額は、当該半減後の俸給月額を基礎として算出した額とする。

(特別調整額)

第44条 国家公務員又は地方教育職員から引き続き教授又は准教授となった者のうち、次の各号に掲げるすべての要件に該当する場合、一定の期間において特別調整額を支給できるものとする。

- (1) 特に学長が文部科学省又は都道府県教育委員会(以下「教育委員会等」という。)にその候補者の推薦を依頼し、それを受けて当該教育委員会から推薦された者であること。
- (2) 当該教育委員会等からの推薦に当たり、その者が採用された場合の本学での待遇について配慮の依頼があった者であること。
- (3) 本学教授又は准教授として決定した給与(扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿直手当及び管理職員特別勤務手当を除く。)の額が、本学採用直前に受けていた地方教育職員としての賃金(本学の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿直手当及び管理職員特別勤務手当に相当する手当を除く。)の額を下回ることになること。

2 特別調整額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 給与(期末手当及び勤勉手当を除く。)において支給する額は、前項第3号の差額(期末手当及び勤勉手当を除く。)とする。
- (2) 期末手当及び勤勉手当において支給する額は、本学教授又は准教授として第39条及び第40条の規定により算出した額と前職において支給された直近の期末手当及び勤勉手当のそれぞれの基礎額を基礎として第39条及び第40条の規定により算出した額の差額とする。

(特別貢献手当)

第45条 本学の教育、研究、学生指導並びに運営等に特に顕著な貢献があると学長が認める教職員には、特別貢献手当を支給することができる。

2 前項に定めるもののほか、特別貢献手当に関し必要な事項は、細則で定める。

第5章 規程の実施

(実施に関し必要な事項)

第46条 この規程の実施に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則

(施行日)

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(承継職員の俸給表、級及び号俸等)

- 2 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条の規定により本学教職員となった者（以下「承継職員」という。）のこの規程施行の日（以下「施行日」という。）において適用を受ける俸給表（以下「新俸給表」という。）並びにその属する職務の級及びその受ける号俸又は俸給月額（以下「新級号俸」という。）は、次の各号に定めるところによる。ただし、施行日に給与法の規定が適用されるものとした場合に、昇格、昇給等により適用を受ける俸給表、その属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額が異動することとなる教職員については、施行日の前日に受けていた級、その受ける号俸又は俸給月額（以下「旧級号俸」という。）等を基礎として、新俸給表、新級号俸等を決定する。

(1) 新俸給表 次表の施行日の前日に受けていた俸給表欄の俸給表に対応する同表の施行日における俸給表欄に定める俸給表とする。

施行日の前日に受けていた俸給表	施行日における俸給表
行政職俸給表（一）	一般職俸給表（一）
行政職俸給表（二）	一般職俸給表（二）
教育職俸給表（一）	教育職俸給表（一）
教育職俸給表（三）	教育職俸給表（二）
医療職俸給表（二）	医療職俸給表（一）
医療職俸給表（三）	医療職俸給表（二）
指定職俸給表	指定職俸給表

- (2) 新級号俸 旧級号俸と同一とする。

- 3 前項本文の規定により俸給月額を決定される教職員に対する施行日以降における最初の第17条第1項若しくは第2項又は次項の規定の適用については、旧級号俸を受けていた期間（これに相当する期間を含む。）を新級号俸を受ける期間に通算する。

- 4 削除

(扶養手当等)

- 5 承継職員に係る施行日の前日における給与法第11条に規定する扶養手当、同法第11条の9に規定する住居手当及び同法第12条の2に規定する単身赴任手当の認定は、それぞれ第28条に規定する扶養手当、第30条に規定する住居手当及び第32条に規定する単身赴任手当の認定とみなし、手当の支給を継続（単身赴任手当の支給を継続する場合における第32条第4項の起算日は、平成16年4月1日とする。）、開始、改定又は停止するものとする。

(通勤手当)

- 6 承継職員に係る施行日における通勤手当は、住居、通勤経路若しくは通勤方法の変更又は通勤のため負担する運賃等の額の変更について通勤届の提出があった場合を除き、従前の通勤届により第31条の規定により認定の上、手当の支給を継続、開始、改定又は停止するものとする。

(俸給の半減)

- 7 第24条に規定する病気休暇の期間が施行日前から引き続いている場合における同条の規定の適用については、同条中「当該療養のための労働時間等規程第23条に規定する病気休暇」とあるのは、「施行日前における当該療養のための病気休暇」とする。

附 則

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年3月20日から施行する。

附 則（平成18年3月20日改正）

(施行日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(特定の職務の級)

- 2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった教職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号俸の切替え)

- 3 切替日の前日において別表第1から別表第3及び第5までの俸給表の適用を受けていた教職員の切替日にお

ける号俸（以下「新号俸」という。）は、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸又は俸給月額（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（細則で定める教職員にあっては、細則で定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号俸とする。ただし、同表に旧号俸又は経過期間に応じた新号俸が掲げられていない教職員の新号俸は、新級における最高の号俸とする。

- 4 切替日の前日において指定職俸給表の適用を受けていた教職員の新号俸は、旧号俸に対応する附則別表第3の新号俸欄に定める号俸とする。
（切替日前の異動者の号俸の調整）
- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した教職員及び細則で定めるこれに準ずる教職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、細則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（俸給の切替えに伴う経過措置）
- 6 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる教職員（細則で定める教職員を除く。）には、平成26年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。
- 7 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける教職員（前項に規定する教職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、細則で定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 8 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、細則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 9 前3項の規定による俸給を支給される教職員に関する第7条第1項、第26条第2項、第29条第2項、第39条第2項、第40条第2項、第41条第2項、第43条第1項及び第2項の規定の適用については、「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と附則第6項、附則第7項又は附則第8項の規定による俸給の額との合計額」とする。
（平成22年3月31日までの間における特例）
- 10 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 11 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に際し必要な事項は細則で定める。

第17条第2項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第17条第3項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸

附 則（令和4年3月10日改正）

この規程は、平成4年3月10日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

附 則（令和5年11月6日改正）

（施行日等）

- 1 この規程は、令和5年12月1日から施行し、第39条第2項、第40条第2項及び第41条第2項の改正規定を除き、令和5年4月1日から適用する。
（令和5年12月に支給する期末手当の支給割合の特例）
- 2 令和5年12月に支給する期末手当においては、第39条第2項中「100分の122.5（特定管理職員にあっては、100分の102.5）」とあるのは、100分の125（特定管理職員にあっては、100分の105）」とする。
（令和5年12月に支給する勤勉手当の支給割合の特例）
- 3 令和5年12月に支給する勤勉手当においては、第40条第2項中「100分の102.5（特定管理職員にあっては、100分の122.5）」とあるのは、100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）」とする。
（令和5年12月に支給する期末特別手当の支給割合の特例）
- 4 令和5年12月に支給する期末特別手当においては、第41条第2項中「100分の170」とあるのは、「100分の175」とする。

附則別表第 1 職務の級の切替表（附則第 2 項関係）

俸 給 表	旧級	新級
一般職俸給表（一）	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	10 級	8 級
一般職俸給表（二）	3 級	3 級
	4 級	
	5 級	4 級
	6 級	5 級

附則別表第2 号俸の切替表（附則第3項関係）

イ 一般職俸給表（一）の適用を受ける教職員の新号俸

号俸	旧 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	経過期間										
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17

11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未満		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未満		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未満		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未満		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未満		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未満		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未満		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未満		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未満		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未満		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未満			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未満			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未満			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未満			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未満			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未満			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未満			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未満			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		

22	3月未満			85	65	89	77	73			
	3月以上6月未満			86	65	90	78	74			
	6月以上9月未満			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未満			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3月未満			89	67	93	81				
	3月以上6月未満			90	67	94	82				
	6月以上9月未満			91	68	95	83				
	9月以上12月未満			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3月未満			93	69	97	85				
	3月以上6月未満			94	70	98	86				
	6月以上9月未満			95	71	99	87				
	9月以上12月未満			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
25	3月未満			97	73	101					
	3月以上6月未満			98	73	102					
	6月以上9月未満			99	74	103					
	9月以上12月未満			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	3月未満			101	75	105					
	3月以上6月未満			102	75	106					
	6月以上9月未満			103	76	107					
	9月以上12月未満			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	3月未満			105	77						
	3月以上6月未満			106	78						
	6月以上9月未満			107	79						
	9月以上12月未満			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3月未満			109	81						
	3月以上6月未満			110	82						
	6月以上9月未満			111	83						
	9月以上12月未満			112	84						
	12月以上			113	85						
29	3月未満			113							
	3月以上6月未満			114							
	6月以上9月未満			115							
	9月以上12月未満			116							
	12月以上			117							
30	3月未満			117							
	3月以上6月未満			118							
	6月以上9月未満			119							
	9月以上12月未満			120							
	12月以上			121							
31	3月未満			121							
	3月以上6月未満			122							
	6月以上9月未満			123							
	9月以上12月未満			124							
	12月以上			125							
32	3月未満			125							
	3月以上6月未満			125							
	6月以上9月未満			125							
	9月以上12月未満			125							
	12月以上			125							

枠外1	3月未満	40			85	109	89	77	69	53	37
	3月以上6月未満	40			85	110	90	78	70	54	38
	6月以上9月未満	40			86	111	91	79	71	55	39
	9月以上12月未満	40			86	112	92	80	72	56	40
	12月以上	41			87	113	93	81	73	57	41
枠外2	3月未満	41			87			81	73	57	41
	3月以上6月未満	41			87			82	74	58	42
	6月以上9月未満	41			88			83	75	59	43
	9月以上12月未満	42			88			84	76	60	44
	12月以上	42			89			85	77	61	45
枠外3	3月未満	42			89						
	3月以上6月未満	42			90						
	6月以上9月未満	43			91						
	9月以上12月未満	43			92						
	12月以上	43			93						

ロ 一般職俸給表（二）の適用を受ける教職員の新号俸

旧号俸	旧 級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	3月未満		1	1	5	1	1
	3月以上6月未満		1	1	6	1	1
	6月以上9月未満		1	1	7	1	1
	9月以上12月未満		1	1	8	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1
2	3月未満	1	1	1	9	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	10	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	11	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	12	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1
3	3月未満	5	5	1	13	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	14	1	1
	6月以上9月未満	7	7	3	15	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	16	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1
4	3月未満	9	9	5	17	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	18	1	1
	6月以上9月未満	11	11	7	19	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	20	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1
5	3月未満	13	13	9	21	1	1
	3月以上6月未満	14	14	10	22	2	1
	6月以上9月未満	15	15	11	23	3	1
	9月以上12月未満	16	16	12	24	4	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1
6	3月未満	17	17	13	25	5	1
	3月以上6月未満	18	18	14	26	6	2
	6月以上9月未満	19	19	15	27	7	3
	9月以上12月未満	20	20	16	28	8	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5
7	3月未満	21	21	17	29	9	5
	3月以上6月未満	22	22	18	30	10	6
	6月以上9月未満	23	23	19	31	11	7
	9月以上12月未満	24	24	20	32	12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9

8	3月未満	25	25	21	33	13	9
	3月以上6月未満	26	26	22	34	14	10
	6月以上9月未満	27	27	23	35	15	11
	9月以上12月未満	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	3月未満	29	29	25	37	17	13
	3月以上6月未満	30	30	26	38	18	14
	6月以上9月未満	31	31	27	39	19	15
	9月以上12月未満	32	32	28	40	20	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17
10	3月未満	33	33	29	41	21	17
	3月以上6月未満	34	34	30	42	22	18
	6月以上9月未満	35	35	31	43	23	19
	9月以上12月未満	36	36	32	44	24	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21
11	3月未満	37	37	33	45	25	21
	3月以上6月未満	38	38	34	46	26	22
	6月以上9月未満	39	39	35	47	27	23
	9月以上12月未満	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25
12	3月未満	41	41	37	49	29	25
	3月以上6月未満	42	42	38	50	30	26
	6月以上9月未満	43	43	39	51	31	27
	9月以上12月未満	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	3月未満	45	45	41	53	33	29
	3月以上6月未満	46	46	42	54	34	30
	6月以上9月未満	47	47	43	55	35	31
	9月以上12月未満	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
14	3月未満	49	49	45	57	37	33
	3月以上6月未満	50	50	46	58	38	34
	6月以上9月未満	51	51	47	59	39	35
	9月以上12月未満	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
15	3月未満	53	53	49	61	41	37
	3月以上6月未満	54	54	50	62	42	38
	6月以上9月未満	55	55	51	63	43	39
	9月以上12月未満	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
16	3月未満	57	57	53	65	45	41
	3月以上6月未満	58	58	54	66	46	42
	6月以上9月未満	59	59	55	67	47	43
	9月以上12月未満	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
17	3月未満	61	61	57	69	49	45
	3月以上6月未満	62	62	58	70	50	46
	6月以上9月未満	63	63	59	71	51	47
	9月以上12月未満	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
18	3月未満	65	65	61	73	53	49
	3月以上6月未満	66	66	62	74	54	50
	6月以上9月未満	67	67	63	75	55	51
	9月以上12月未満	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53

19	3月未満	69	69	65	77	57	53
	3月以上6月未満	70	70	65	78	58	54
	6月以上9月未満	71	71	66	79	59	55
	9月以上12月未満	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
20	3月未満	73	73	67	81	61	57
	3月以上6月未満	74	74	67	82	62	58
	6月以上9月未満	75	75	68	83	63	59
	9月以上12月未満	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
21	3月未満	77	77	69	85	65	61
	3月以上6月未満	78	78	70	86	66	62
	6月以上9月未満	79	79	71	87	67	63
	9月以上12月未満	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65
22	3月未満	81	81	73	89	69	65
	3月以上6月未満	82	82	73	90	70	66
	6月以上9月未満	83	83	74	91	71	67
	9月以上12月未満	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69
23	3月未満	85	85	75	93	73	69
	3月以上6月未満	86	86	75	94	74	69
	6月以上9月未満	87	87	76	95	75	69
	9月以上12月未満	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
24	3月未満	89	89	77	97	77	
	3月以上6月未満	90	90	77	98	78	
	6月以上9月未満	91	91	78	99	79	
	9月以上12月未満	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
25	3月未満	93	93	79	101	81	
	3月以上6月未満	94	94	79	102	82	
	6月以上9月未満	95	95	80	103	83	
	9月以上12月未満	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
26	3月未満	97	97	81	105	85	
	3月以上6月未満	98	98	82	106	86	
	6月以上9月未満	99	99	83	107	87	
	9月以上12月未満	100	100	84	108	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	
27	3月未満	101	101	85	109	89	
	3月以上6月未満	102	102	85	110	90	
	6月以上9月未満	103	103	86	111	91	
	9月以上12月未満	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
28	3月未満	105	105	87	113		
	3月以上6月未満	106	106	87	114		
	6月以上9月未満	107	107	88	115		
	9月以上12月未満	108	108	88	116		
	12月以上	109	109	89	117		
29	3月未満	109	109	89	117		
	3月以上6月未満	110	110	90	118		
	6月以上9月未満	111	111	91	119		
	9月以上12月未満	112	112	92	120		
	12月以上	113	113	93	121		

30	3月未満	113	113	93	121		
	3月以上6月未満	114	114	93	122		
	6月以上9月未満	115	115	94	123		
	9月以上12月未満	116	116	94	124		
	12月以上	117	117	95	125		
31	3月未満	117	117	95	125		
	3月以上6月未満	118	118	95	126		
	6月以上9月未満	119	119	96	127		
	9月以上12月未満	120	120	96	128		
	12月以上	121	121	97	129		
32	3月未満	121	121				
	3月以上6月未満	121	122				
	6月以上9月未満	121	123				
	9月以上12月未満	121	124				
	12月以上	121	125				
33	3月未満		125				
	3月以上6月未満		126				
	6月以上9月未満		127				
	9月以上12月未満		128				
	12月以上		129				
枠外1	3月未満		129	97	129	93	
	3月以上6月未満		130	98	130	94	
	6月以上9月未満		131	99	131	95	
	9月以上12月未満		132	100	132	96	
	12月以上		133	101	133	97	
枠外2	3月未満		133	101		97	
	3月以上6月未満		134	102		98	
	6月以上9月未満		135	103		99	
	9月以上12月未満		136	104		100	
	12月以上		137	105		101	
枠外3	3月未満			105			
	3月以上6月未満			106			
	6月以上9月未満			107			
	9月以上12月未満			108			
	12月以上			109			

ハ 教育職俸給表（一）及び特任教員俸給表の適用を受ける教職員の新号俸

旧号俸	旧 級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級
1	3月未満			1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1
	12月以上			1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	1	1
	12月以上	9	9	9	1	1

4	3月未満	9	9	9	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	2	1
	6月以上9月未満	11	11	11	3	1
	9月以上12月未満	12	12	12	4	1
	12月以上	13	13	13	5	1
5	3月未満	13	13	13	5	1
	3月以上6月未満	14	14	14	6	1
	6月以上9月未満	15	15	15	7	1
	9月以上12月未満	16	16	16	8	1
	12月以上	17	17	17	9	1
6	3月未満	17	17	17	9	1
	3月以上6月未満	18	18	18	10	2
	6月以上9月未満	19	19	19	11	3
	9月以上12月未満	20	20	20	12	4
	12月以上	21	21	21	13	5
7	3月未満	21	21	21	13	5
	3月以上6月未満	22	22	22	14	6
	6月以上9月未満	23	23	23	15	7
	9月以上12月未満	24	24	24	16	8
	12月以上	25	25	25	17	9
8	3月未満	25	25	25	17	9
	3月以上6月未満	26	26	26	18	10
	6月以上9月未満	27	27	27	19	11
	9月以上12月未満	28	28	28	20	12
	12月以上	29	29	29	21	13
9	3月未満	29	29	29	21	13
	3月以上6月未満	30	30	30	22	14
	6月以上9月未満	31	31	31	23	15
	9月以上12月未満	32	32	32	24	16
	12月以上	33	33	33	25	17
10	3月未満	33	33	33	25	17
	3月以上6月未満	34	34	34	26	18
	6月以上9月未満	35	35	35	27	19
	9月以上12月未満	36	36	36	28	20
	12月以上	37	37	37	29	21
11	3月未満	37	37	37	29	21
	3月以上6月未満	38	38	38	30	22
	6月以上9月未満	39	39	39	31	23
	9月以上12月未満	40	40	40	32	24
	12月以上	41	41	41	33	25
12	3月未満	41	41	41	33	25
	3月以上6月未満	42	42	42	34	26
	6月以上9月未満	43	43	43	35	27
	9月以上12月未満	44	44	44	36	28
	12月以上	45	45	45	37	29
13	3月未満	45	45	45	37	29
	3月以上6月未満	46	46	46	38	30
	6月以上9月未満	47	47	47	39	31
	9月以上12月未満	48	48	48	40	32
	12月以上	49	49	49	41	33
14	3月未満	49	49	49	41	33
	3月以上6月未満	50	50	50	42	34
	6月以上9月未満	51	51	51	43	35
	9月以上12月未満	52	52	52	44	36
	12月以上	53	53	53	45	37

15	3月未満	53	53	53	45	37
	3月以上6月未満	54	54	54	46	38
	6月以上9月未満	55	55	55	47	39
	9月以上12月未満	56	56	56	48	40
	12月以上	57	57	57	49	41
16	3月未満	57	57	57	49	41
	3月以上6月未満	58	58	58	50	42
	6月以上9月未満	59	59	59	51	43
	9月以上12月未満	60	60	60	52	44
	12月以上	61	61	61	53	45
17	3月未満	61	61	61	53	45
	3月以上6月未満	62	62	62	54	46
	6月以上9月未満	63	63	63	55	47
	9月以上12月未満	64	64	64	56	48
	12月以上	65	65	65	57	49
18	3月未満	65	65	65	57	49
	3月以上6月未満	66	66	66	58	50
	6月以上9月未満	67	67	67	59	51
	9月以上12月未満	68	68	68	60	52
	12月以上	69	69	69	61	53
19	3月未満	69	69	69	61	53
	3月以上6月未満	70	70	70	62	54
	6月以上9月未満	71	71	71	63	55
	9月以上12月未満	72	72	72	64	56
	12月以上	73	73	73	65	57
20	3月未満	73	73	73	65	57
	3月以上6月未満	74	74	74	66	58
	6月以上9月未満	75	75	75	67	59
	9月以上12月未満	76	76	76	68	60
	12月以上	77	77	77	69	61
21	3月未満	77	77	77	69	61
	3月以上6月未満	78	78	78	70	62
	6月以上9月未満	79	79	79	71	63
	9月以上12月未満	80	80	80	72	64
	12月以上	81	81	81	73	65
22	3月未満	81	81	81	73	65
	3月以上6月未満	82	82	82	74	66
	6月以上9月未満	83	83	83	75	67
	9月以上12月未満	84	84	84	76	68
	12月以上	85	85	85	77	69
23	3月未満	85	85	85	77	69
	3月以上6月未満	86	86	86	78	70
	6月以上9月未満	87	87	87	79	71
	9月以上12月未満	88	88	88	80	72
	12月以上	89	89	89	81	73
24	3月未満	89	89	89	81	
	3月以上6月未満	90	90	90	82	
	6月以上9月未満	91	91	91	83	
	9月以上12月未満	92	92	92	84	
	12月以上	93	93	93	85	
25	3月未満	93	93	93	85	
	3月以上6月未満	94	94	94	86	
	6月以上9月未満	95	95	95	87	
	9月以上12月未満	96	96	96	88	
	12月以上	97	97	97	89	

26	3月未満	97	97	97	89	
	3月以上6月未満	98	98	98	90	
	6月以上9月未満	99	99	99	91	
	9月以上12月未満	100	100	100	92	
	12月以上	101	101	101	93	
27	3月未満	101	101	101		
	3月以上6月未満	102	102	102		
	6月以上9月未満	103	103	103		
	9月以上12月未満	104	104	104		
	12月以上	105	105	105		
28	3月未満	105	105	105		
	3月以上6月未満	106	106	106		
	6月以上9月未満	107	107	107		
	9月以上12月未満	108	108	108		
	12月以上	109	109	109		
29	3月未満	109	109			
	3月以上6月未満	110	110			
	6月以上9月未満	111	111			
	9月以上12月未満	112	112			
	12月以上	113	113			
30	3月未満	113	113			
	3月以上6月未満	114	114			
	6月以上9月未満	115	115			
	9月以上12月未満	116	116			
	12月以上	117	117			
31	3月未満	117	117			
	3月以上6月未満	118	118			
	6月以上9月未満	119	119			
	9月以上12月未満	120	120			
	12月以上	121	121			
32	3月未満	121	121			
	3月以上6月未満	122	122			
	6月以上9月未満	123	123			
	9月以上12月未満	124	124			
	12月以上	125	125			
33	3月未満	125	125			
	3月以上6月未満	126	126			
	6月以上9月未満	127	127			
	9月以上12月未満	128	128			
	12月以上	129	129			
34	3月未満	129	129			
	3月以上6月未満	130	130			
	6月以上9月未満	131	131			
	9月以上12月未満	132	132			
	12月以上	133	133			
35	3月未満	133				
	3月以上6月未満	134				
	6月以上9月未満	135				
	9月以上12月未満	136				
	12月以上	137				
36	3月未満	137				
	3月以上6月未満	138				
	6月以上9月未満	139				
	9月以上12月未満	140				
	12月以上	141				

37	3月未満	141				
	3月以上6月未満	142				
	6月以上9月未満	143				
	9月以上12月未満	144				
	12月以上	145				
38	3月未満	145				
	3月以上6月未満	146				
	6月以上9月未満	147				
	9月以上12月未満	148				
	12月以上	149				
枠外1	3月未満	149	133	109	93	73
	3月以上6月未満	150	134	110	94	74
	6月以上9月未満	151	135	111	95	75
	9月以上12月未満	152	136	112	96	76
	12月以上	153	137	113	97	77
枠外2	3月未満	153	137	113	97	77
	3月以上6月未満	154	138	114	98	78
	6月以上9月未満	155	139	115	99	79
	9月以上12月未満	156	140	116	100	80
	12月以上	157	141	117	101	81
枠外3	3月未満	157	141	117	101	81
	3月以上6月未満	157	141	117	101	81
	6月以上9月未満	157	141	117	101	81
	9月以上12月未満	157	141	117	101	81
	12月以上	157	141	117	101	81

ニ 教育職俸給表（二）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級 経過期間	1級	2級	3級	4級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	1
	6月以上9月未満	7	7	3	1
	9月以上12月未満	8	8	4	1
	12月以上	9	9	5	1
4	3月未満	9	9	5	1
	3月以上6月未満	10	10	6	1
	6月以上9月未満	11	11	7	1
	9月以上12月未満	12	12	8	1
	12月以上	13	13	9	1
5	3月未満	13	13	9	1
	3月以上6月未満	14	14	10	1
	6月以上9月未満	15	15	11	1
	9月以上12月未満	16	16	12	1
	12月以上	17	17	13	1

6	3月未満	17	17	13	1
	3月以上6月未満	18	18	14	2
	6月以上9月未満	19	19	15	3
	9月以上12月未満	20	20	16	4
	12月以上	21	21	17	5
7	3月未満	21	21	17	5
	3月以上6月未満	22	22	18	6
	6月以上9月未満	23	23	19	7
	9月以上12月未満	24	24	20	8
	12月以上	25	25	21	9
8	3月未満	25	25	21	9
	3月以上6月未満	26	26	22	10
	6月以上9月未満	27	27	23	11
	9月以上12月未満	28	28	24	12
	12月以上	29	29	25	13
9	3月未満	29	29	25	13
	3月以上6月未満	30	30	26	14
	6月以上9月未満	31	31	27	15
	9月以上12月未満	32	32	28	16
	12月以上	33	33	29	17
10	3月未満	33	33	29	17
	3月以上6月未満	34	34	30	18
	6月以上9月未満	35	35	31	19
	9月以上12月未満	36	36	32	20
	12月以上	37	37	33	21
11	3月未満	37	37	33	21
	3月以上6月未満	38	38	34	22
	6月以上9月未満	39	39	35	23
	9月以上12月未満	40	40	36	24
	12月以上	41	41	37	25
12	3月未満	41	41	37	25
	3月以上6月未満	42	42	38	26
	6月以上9月未満	43	43	39	27
	9月以上12月未満	44	44	40	28
	12月以上	45	45	41	29
13	3月未満	45	45	41	29
	3月以上6月未満	46	46	42	30
	6月以上9月未満	47	47	43	31
	9月以上12月未満	48	48	44	32
	12月以上	49	49	45	33
14	3月未満	49	49	45	33
	3月以上6月未満	50	50	46	34
	6月以上9月未満	51	51	47	35
	9月以上12月未満	52	52	48	36
	12月以上	53	53	49	37
15	3月未満	53	53	49	37
	3月以上6月未満	54	54	50	37
	6月以上9月未満	55	55	51	37
	9月以上12月未満	56	56	52	37
	12月以上	57	57	53	37
16	3月未満	57	57	53	
	3月以上6月未満	58	58	54	
	6月以上9月未満	59	59	55	
	9月以上12月未満	60	60	56	
	12月以上	61	61	57	

17	3月未満	61	61	57	
	3月以上6月未満	62	62	58	
	6月以上9月未満	63	63	59	
	9月以上12月未満	64	64	60	
	12月以上	65	65	61	
18	3月未満	65	65	61	
	3月以上6月未満	66	66	62	
	6月以上9月未満	67	67	63	
	9月以上12月未満	68	68	64	
	12月以上	69	69	65	
19	3月未満	69	69	65	
	3月以上6月未満	70	70	66	
	6月以上9月未満	71	71	67	
	9月以上12月未満	72	72	68	
	12月以上	73	73	69	
20	3月未満	73	73	69	
	3月以上6月未満	74	74	70	
	6月以上9月未満	75	75	71	
	9月以上12月未満	76	76	72	
	12月以上	77	77	73	
21	3月未満	77	77	73	
	3月以上6月未満	78	78	74	
	6月以上9月未満	79	79	75	
	9月以上12月未満	80	80	76	
	12月以上	81	81	77	
22	3月未満	81	81	77	
	3月以上6月未満	82	82	78	
	6月以上9月未満	83	83	79	
	9月以上12月未満	84	84	80	
	12月以上	85	85	81	
23	3月未満	85	85	81	
	3月以上6月未満	86	86	82	
	6月以上9月未満	87	87	83	
	9月以上12月未満	88	88	84	
	12月以上	89	89	85	
24	3月未満	89	89	85	
	3月以上6月未満	90	90	86	
	6月以上9月未満	91	91	87	
	9月以上12月未満	92	92	88	
	12月以上	93	93	89	
25	3月未満	93	93	89	
	3月以上6月未満	94	94	90	
	6月以上9月未満	95	95	91	
	9月以上12月未満	96	96	92	
	12月以上	97	97	93	
26	3月未満	97	97	93	
	3月以上6月未満	98	98	93	
	6月以上9月未満	99	99	93	
	9月以上12月未満	100	100	93	
	12月以上	101	101	93	
27	3月未満	101	101		
	3月以上6月未満	102	102		
	6月以上9月未満	103	103		
	9月以上12月未満	104	104		
	12月以上	105	105		

28	3月未満	105	105		
	3月以上6月未満	106	106		
	6月以上9月未満	107	107		
	9月以上12月未満	108	108		
	12月以上	109	109		
29	3月未満	109	109		
	3月以上6月未満	110	110		
	6月以上9月未満	111	111		
	9月以上12月未満	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3月未満	113	113		
	3月以上6月未満	114	114		
	6月以上9月未満	115	115		
	9月以上12月未満	116	116		
	12月以上	117	117		
31	3月未満	117	117		
	3月以上6月未満	118	118		
	6月以上9月未満	119	119		
	9月以上12月未満	120	120		
	12月以上	121	121		
32	3月未満	121	121		
	3月以上6月未満	122	122		
	6月以上9月未満	123	123		
	9月以上12月未満	124	124		
	12月以上	125	125		
33	3月未満	125	125		
	3月以上6月未満	125	126		
	6月以上9月未満	125	127		
	9月以上12月未満	125	128		
	12月以上	125	129		
34	3月未満		129		
	3月以上6月未満		130		
	6月以上9月未満		131		
	9月以上12月未満		132		
	12月以上		133		
35	3月未満		133		
	3月以上6月未満		134		
	6月以上9月未満		135		
	9月以上12月未満		136		
	12月以上		137		
36	3月未満		137		
	3月以上6月未満		138		
	6月以上9月未満		139		
	9月以上12月未満		140		
	12月以上		141		
枠外1	3月未満		141		
	3月以上6月未満		142		
	6月以上9月未満		143		
	9月以上12月未満		144		
	12月以上		145		
枠外2	3月未満		145		
	3月以上6月未満		146		
	6月以上9月未満		147		
	9月以上12月未満		148		
	12月以上		149		

枠外3	3月未満		149		
	3月以上6月未満		149		
	6月以上9月未満		149		
	9月以上12月未満		149		
	12月以上		149		

ホ 医療職俸給表（一）の適用を受ける教職員の新号俸

旧号俸	旧 級 経過期間	1級	2級	3級	4級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1
	12月以上	5	5	5	1
3	3月未満	5	5	5	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2
	6月以上9月未満	7	7	7	3
	9月以上12月未満	8	8	8	4
	12月以上	9	9	9	5
4	3月未満	9	9	9	5
	3月以上6月未満	10	10	10	6
	6月以上9月未満	11	11	11	7
	9月以上12月未満	12	12	12	8
	12月以上	13	13	13	9
5	3月未満	13	13	13	9
	3月以上6月未満	14	14	14	10
	6月以上9月未満	15	15	15	11
	9月以上12月未満	16	16	16	12
	12月以上	17	17	17	13
6	3月未満	17	17	17	13
	3月以上6月未満	18	18	18	14
	6月以上9月未満	19	19	19	15
	9月以上12月未満	20	20	20	16
	12月以上	21	21	21	17
7	3月未満	21	21	21	17
	3月以上6月未満	22	22	22	18
	6月以上9月未満	23	23	23	19
	9月以上12月未満	24	24	24	20
	12月以上	25	25	25	21
8	3月未満	25	25	25	21
	3月以上6月未満	26	26	26	22
	6月以上9月未満	27	27	27	23
	9月以上12月未満	28	28	28	24
	12月以上	29	29	29	25
9	3月未満	29	29	29	25
	3月以上6月未満	30	30	30	26
	6月以上9月未満	31	31	31	27
	9月以上12月未満	32	32	32	28
	12月以上	33	33	33	29

10	3月未満	33	33	33	29
	3月以上6月未満	34	34	34	30
	6月以上9月未満	35	35	35	31
	9月以上12月未満	36	36	36	32
	12月以上	37	37	37	33
11	3月未満	37	37	37	33
	3月以上6月未満	38	38	38	34
	6月以上9月未満	39	39	39	35
	9月以上12月未満	40	40	40	36
	12月以上	41	41	41	37
12	3月未満	41	41	41	37
	3月以上6月未満	42	42	42	38
	6月以上9月未満	43	43	43	39
	9月以上12月未満	44	44	44	40
	12月以上	45	45	45	41
13	3月未満	45	45	45	41
	3月以上6月未満	46	46	46	42
	6月以上9月未満	47	47	47	43
	9月以上12月未満	48	48	48	44
	12月以上	49	49	49	45
14	3月未満	49	49	49	45
	3月以上6月未満	50	50	50	46
	6月以上9月未満	51	51	51	47
	9月以上12月未満	52	52	52	48
	12月以上	53	53	53	49
15	3月未満	53	53	53	49
	3月以上6月未満	54	54	54	50
	6月以上9月未満	55	55	55	51
	9月以上12月未満	56	56	56	52
	12月以上	57	57	57	53
16	3月未満	57	57	57	53
	3月以上6月未満	58	58	58	54
	6月以上9月未満	59	59	59	55
	9月以上12月未満	60	60	60	56
	12月以上	61	61	61	57
17	3月未満	61	61	61	57
	3月以上6月未満	62	62	62	58
	6月以上9月未満	63	63	63	59
	9月以上12月未満	64	64	64	60
	12月以上	65	65	65	61
18	3月未満	65	65	65	61
	3月以上6月未満	66	66	66	62
	6月以上9月未満	67	67	67	63
	9月以上12月未満	68	68	68	64
	12月以上	69	69	69	65
19	3月未満	69	69	69	65
	3月以上6月未満	70	70	70	66
	6月以上9月未満	71	71	71	67
	9月以上12月未満	72	72	72	68
	12月以上	73	73	73	69
20	3月未満	73	73	73	69
	3月以上6月未満	74	74	74	70
	6月以上9月未満	75	75	75	71
	9月以上12月未満	76	76	76	72
	12月以上	77	77	77	73

21	3月未満	77	77	77	73
	3月以上6月未満	78	78	78	74
	6月以上9月未満	79	79	79	75
	9月以上12月未満	80	80	80	76
	12月以上	81	81	81	77
22	3月未満	81	81	81	77
	3月以上6月未満	82	82	82	78
	6月以上9月未満	83	83	83	79
	9月以上12月未満	84	84	84	80
	12月以上	85	85	85	81
23	3月未満	85	85	85	81
	3月以上6月未満	85	86	86	82
	6月以上9月未満	85	87	87	83
	9月以上12月未満	85	88	88	84
	12月以上	85	89	89	85
24	3月未満		89	89	85
	3月以上6月未満		90	90	86
	6月以上9月未満		91	91	87
	9月以上12月未満		92	92	88
	12月以上		93	93	89
25	3月未満		93	93	89
	3月以上6月未満		94	94	90
	6月以上9月未満		95	95	91
	9月以上12月未満		96	96	92
	12月以上		97	97	93
26	3月未満		97	97	93
	3月以上6月未満		98	98	94
	6月以上9月未満		99	99	95
	9月以上12月未満		100	100	96
	12月以上		101	101	97
27	3月未満		101	101	97
	3月以上6月未満		102	102	98
	6月以上9月未満		103	103	99
	9月以上12月未満		104	104	100
	12月以上		105	105	101
28	3月未満		105	105	
	3月以上6月未満		105	106	
	6月以上9月未満		105	107	
	9月以上12月未満		105	108	
	12月以上		105	109	
29	3月未満			109	
	3月以上6月未満			110	
	6月以上9月未満			111	
	9月以上12月未満			112	
	12月以上			113	
30	3月未満			113	
	3月以上6月未満			113	
	6月以上9月未満			113	
	9月以上12月未満			113	
	12月以上			113	
枠外1	3月未満				101
	3月以上6月未満				102
	6月以上9月未満				103
	9月以上12月未満				104
	12月以上				105

へ 医療職俸給表（二）の適用を受ける教職員の新号俸

旧号俸	旧 級	1級	2級	3級
	経験期間			
1	3月未満			1
	3月以上6月未満			1
	6月以上9月未満			1
	9月以上12月未満			1
	12月以上			1
2	3月未満	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2
	6月以上9月未満	3	3	3
	9月以上12月未満	4	4	4
	12月以上	5	5	5
3	3月未満	5	5	5
	3月以上6月未満	6	6	6
	6月以上9月未満	7	7	7
	9月以上12月未満	8	8	8
	12月以上	9	9	9
4	3月未満	9	9	9
	3月以上6月未満	10	10	10
	6月以上9月未満	11	11	11
	9月以上12月未満	12	12	12
	12月以上	13	13	13
5	3月未満	13	13	13
	3月以上6月未満	14	14	14
	6月以上9月未満	15	15	15
	9月以上12月未満	16	16	16
	12月以上	17	17	17
6	3月未満	17	17	17
	3月以上6月未満	18	18	18
	6月以上9月未満	19	19	19
	9月以上12月未満	20	20	20
	12月以上	21	21	21
7	3月未満	21	21	21
	3月以上6月未満	22	22	22
	6月以上9月未満	23	23	23
	9月以上12月未満	24	24	24
	12月以上	25	25	25
8	3月未満	25	25	25
	3月以上6月未満	26	26	26
	6月以上9月未満	27	27	27
	9月以上12月未満	28	28	28
	12月以上	29	29	29
9	3月未満	29	29	29
	3月以上6月未満	30	30	30
	6月以上9月未満	31	31	31
	9月以上12月未満	32	32	32
	12月以上	33	33	33
10	3月未満	33	33	33
	3月以上6月未満	34	34	34
	6月以上9月未満	35	35	35
	9月以上12月未満	36	36	36
	12月以上	37	37	37

11	3月未満	37	37	37
	3月以上6月未満	38	38	38
	6月以上9月未満	39	39	39
	9月以上12月未満	40	40	40
	12月以上	41	41	41
12	3月未満	41	41	41
	3月以上6月未満	42	42	42
	6月以上9月未満	43	43	43
	9月以上12月未満	44	44	44
	12月以上	45	45	45
13	3月未満	45	45	45
	3月以上6月未満	46	46	46
	6月以上9月未満	47	47	47
	9月以上12月未満	48	48	48
	12月以上	49	49	49
14	3月未満	49	49	49
	3月以上6月未満	50	50	50
	6月以上9月未満	51	51	51
	9月以上12月未満	52	52	52
	12月以上	53	53	53
15	3月未満	53	53	53
	3月以上6月未満	54	54	54
	6月以上9月未満	55	55	55
	9月以上12月未満	56	56	56
	12月以上	57	57	57
16	3月未満	57	57	57
	3月以上6月未満	58	58	58
	6月以上9月未満	59	59	59
	9月以上12月未満	60	60	60
	12月以上	61	61	61
17	3月未満	61	61	61
	3月以上6月未満	62	62	62
	6月以上9月未満	63	63	63
	9月以上12月未満	64	64	64
	12月以上	65	65	65
18	3月未満	65	65	65
	3月以上6月未満	66	66	66
	6月以上9月未満	67	67	67
	9月以上12月未満	68	68	68
	12月以上	69	69	69
19	3月未満	69	69	69
	3月以上6月未満	70	70	70
	6月以上9月未満	71	71	71
	9月以上12月未満	72	72	72
	12月以上	73	73	73
20	3月未満	73	73	73
	3月以上6月未満	74	74	74
	6月以上9月未満	75	75	75
	9月以上12月未満	76	76	76
	12月以上	77	77	77
21	3月未満	77	77	77
	3月以上6月未満	78	78	78
	6月以上9月未満	79	79	79
	9月以上12月未満	80	80	80
	12月以上	81	81	81

22	3月未満	81	81	81
	3月以上6月未満	82	82	82
	6月以上9月未満	83	83	83
	9月以上12月未満	84	84	84
	12月以上	85	85	85
23	3月未満	85	85	85
	3月以上6月未満	86	86	86
	6月以上9月未満	87	87	87
	9月以上12月未満	88	88	88
	12月以上	89	89	89
24	3月未満	89	89	89
	3月以上6月未満	90	90	90
	6月以上9月未満	91	91	91
	9月以上12月未満	92	92	92
	12月以上	93	93	93
25	3月未満	93	93	93
	3月以上6月未満	94	94	94
	6月以上9月未満	95	95	95
	9月以上12月未満	96	96	96
	12月以上	97	97	97
26	3月未満	97	97	97
	3月以上6月未満	98	98	98
	6月以上9月未満	99	99	99
	9月以上12月未満	100	100	100
	12月以上	101	101	101
27	3月未満	101	101	101
	3月以上6月未満	102	102	102
	6月以上9月未満	103	103	103
	9月以上12月未満	104	104	104
	12月以上	105	105	105
28	3月未満	105	105	105
	3月以上6月未満	106	106	106
	6月以上9月未満	107	107	107
	9月以上12月未満	108	108	108
	12月以上	109	109	109
29	3月未満	109	109	109
	3月以上6月未満	110	110	110
	6月以上9月未満	111	111	111
	9月以上12月未満	112	112	112
	12月以上	113	113	113
30	3月未満	113	113	113
	3月以上6月未満	114	114	114
	6月以上9月未満	115	115	115
	9月以上12月未満	116	116	116
	12月以上	117	117	117
31	3月未満	117	117	117
	3月以上6月未満	118	118	118
	6月以上9月未満	119	119	119
	9月以上12月未満	120	120	120
	12月以上	121	121	121
32	3月未満	121	121	
	3月以上6月未満	122	122	
	6月以上9月未満	123	123	
	9月以上12月未満	124	124	
	12月以上	125	125	

33	3月未満	125	125	
	3月以上6月未満	126	126	
	6月以上9月未満	127	127	
	9月以上12月未満	128	128	
	12月以上	129	129	
34	3月未満	129	129	
	3月以上6月未満	130	130	
	6月以上9月未満	131	131	
	9月以上12月未満	132	132	
	12月以上	133	133	
35	3月未満	133	133	
	3月以上6月未満	134	134	
	6月以上9月未満	135	135	
	9月以上12月未満	136	136	
	12月以上	137	137	
36	3月未満	137	137	
	3月以上6月未満	138	138	
	6月以上9月未満	139	139	
	9月以上12月未満	140	140	
	12月以上	141	141	
37	3月未満	141	141	
	3月以上6月未満	142	142	
	6月以上9月未満	143	143	
	9月以上12月未満	144	144	
	12月以上	145	145	
38	3月未満	145	145	
	3月以上6月未満	146	146	
	6月以上9月未満	147	147	
	9月以上12月未満	148	148	
	12月以上	149	149	
39	3月未満	149		
	3月以上6月未満	150		
	6月以上9月未満	151		
	9月以上12月未満	152		
	12月以上	153		
40	3月未満	153		
	3月以上6月未満	154		
	6月以上9月未満	155		
	9月以上12月未満	156		
	12月以上	157		
41	3月未満	157		
	3月以上6月未満	158		
	6月以上9月未満	159		
	9月以上12月未満	160		
	12月以上	161		
枠外1	3月未満	161	149	121
	3月以上6月未満	162	150	122
	6月以上9月未満	163	151	123
	9月以上12月未満	164	152	124
	12月以上	165	153	125
枠外2	3月未満	165		
	3月以上6月未満	166		
	6月以上9月未満	167		
	9月以上12月未満	168		
	12月以上	169		

附則別表第3 指定職俸給表の適用を受ける教職員の号俸の切替表（附則別表第4項関係）

旧号俸	新号俸
1 から 4 まで	1
5	2
6	3
7	4

附 則（平成19年3月12日改正）

（施行日）

- この規程は、平成19年4月1日から施行する。
（管理職手当に関する経過措置）
- 施行日の前日から引き続き、細則で定める管理又は監督の地位にある職を占める教職員（同一の職に限る。）のうち、改正後の第26条の規定による管理職手当の額が、改正前の第26条の規定による管理職手当の額に達しないこととなる教職員には、当該管理職手当のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。
 - 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
 - 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
 - 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
 - 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25
 （平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例）
- 平成20年3月31日までの間においては、第29条の2第3項中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。
（広域異動手当に関する経過措置）
- 第29条の2の規定は、平成16年4月2日から平成19年3月31日までの間に教職員がその在勤する勤務箇所を異にする異動をした場合についても適用する。この場合において、同条第2項中「異動の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該支給に係る異動の日以後」とする。

附 則（平成19年11月30日改正）

（施行日）

- この規程は、平成19年11月30日から施行し、第40条第2項の改正規定を除き、平成19年4月1日から適用する。
（平成19年12月に支給する勤勉手当の支給割合の特例）
- 平成19年12月に支給する勤勉手当においては、第40条第2項中「100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）」とあるのは、「100分の77.5（特定幹部職員にあっては、100分の97.5）」とする。
（給与の内払）
- 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成20年3月14日改正）

（施行日）

- この規程は、平成20年4月1日から施行する。
（特定の職務の級号俸）
- 平成20年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が次の表に掲げられている職務の級であった教職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とし、号俸は、切替日の前日において受けていた号俸と同一とする。

俸 給 表	旧級	新級
教育職俸給表（二）	3 級	4 級
	4 級	5 級

- 前項の規定により級号俸を決定される教職員に対する切替日以降における最初の第17条第1項の規定の適用については、旧級号俸を受けていた期間を新級号俸を受ける期間に通算する。
（復職時調整の経過措置）
- この規程施行の際、現に育児休業規程第2条による育児休業を取得している教職員が育児休業を取得している場合における改正後の第21条第1項第5号の規定の適用については、同項中「3分の3以下」とあるのは、「3分の3以下（当該期間のうち平成20年4月1日前の期間については、2分の1）」とする。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 5 育児短時間勤務教職員の平成18年3月20日改正附則第6項の適用については、左欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句とする。

その者の受ける俸給月額	その者の受ける俸給月額に、改正後の第21条の3に規定する算出率（以下「算出率」という。）を乗じて得た額
同日において受けていた俸給月額	同日において受けていた俸給月額に、算出率を乗じて得た額

(管理職手当の経過措置)

- 6 育児休業規程第14条に規定する育児短時間勤務教職員の平成19年3月12日改正附則第2項の適用については、左欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句とする。

改正後の第26条の規定による管理職手当の額	改正後の第26条の規定による管理職手当の額（改正後の第21条の2の規定により読み替えられた額）
改正前の第26条の規定による管理職手当の額	改正前の第26条の規定による管理職手当の額に算出率を乗じて得た額

附 則（平成21年3月16日改正）

(施行日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 2 育児短時間勤務教職員の平成18年3月20日改正附則第6項の適用については、左欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句とする。

その者の受ける俸給月額	その者の俸給月額に、その者の労働時間等規程第2条第2項により定められた労働時間を38時間45分で除して得た数（以下「算出率」という。）を除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）
同日において受けていた俸給月額	同日において受けていた俸給月額に、算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）

附 則（平成21年11月11日改正）

この規程は、平成21年11月11日から施行する。

附 則（平成21年11月30日改正）

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成21年12月4日改正）

(施行日)

- 1 この規程は、平成22年1月1日から施行する。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 2 適用される俸給表並びに職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものの以外の教職員（以下この項において「減額改定対象教職員」という。）の平成18年3月20日改正附則第6項の適用については、同項中「俸給月額に」とあるのは、「俸給月額（平成21年12月4日改正施行の日において減額改定対象教職員にあっては、当該俸給月額に100分の99.76（指定職俸給表の適用を受ける教職員にあっては、100分の99.68）を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に」とする。

俸 給 表	職務の級	号 俸
一般職俸給表（一）	1 級	1 号俸から56号俸
	2 級	1 号俸から24号俸
	3 級	1 号俸から 8 号俸
一般職俸給表（二）	1 級	1 号俸から68号俸
	2 級	1 号俸から32号俸
教育職俸給表（一）	1 級	1 号俸から48号俸
	2 級	1 号俸から32号俸
	3 級	1 号俸から12号俸

教育職俸給表（二）	1 級	1 号俸から52号俸
	2 級	1 号俸から44号俸
医療職俸給表（一）	1 級	1 号俸から52号俸
	2 級	1 号俸から32号俸
	3 級	1 号俸から16号俸
	4 級	1 号俸から 4 号俸
医療職俸給表（二）	1 級	1 号俸から55号俸
	2 級	1 号俸から40号俸
	3 級	1 号俸から16号俸
特任教員俸給表	1 級	1 号俸から48号俸
	2 級	1 号俸から25号俸
	3 級	1 号俸から12号俸

附 則（平成22年3月15日改正）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月30日改正）

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成22年12月24日改正）

（施行日）

- この規程は、平成23年1月1日から施行する。
（特定の教職員の給与の減額）
- 平成30年3月31日までの間、教職員（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「減額対象教職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該減額対象教職員が55歳に達した日以後における最初の4月1日（減額対象教職員以外の者が55歳に達した日以後における最初の4月1日後に減額対象教職員となった場合にあっては、減額対象教職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - 俸給月額 当該減額対象教職員の俸給月額（当該減額対象教職員が第24条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該減額対象教職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該減額対象教職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額（当該減額対象教職員が同条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下「この項、第4項及び第6項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該減額対象教職員の俸給月額から当該減額対象教職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額（以下この項及び附則第4項において「俸給月額減額基礎額」という。））
 - 地域手当 当該減額対象教職員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
 - 広域異動手当 当該減額対象教職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額）
 - 期末手当 6月1日及び12月1日（以下この号及び次号において「基準日」という。）において当該減額対象教職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（第39条第2項表（1）の適用を受ける教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同表に規定する割合を乗じて得た額（同項表（2）の適用を受ける教職員（以下この号及び次号において「管理監督教職員」という。）にあっては、その額に、俸給月額に同表に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該減額対象教職員に支給される期末手当に係る同項表（1）から表（3）以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該減額対象教職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（同項表（1）の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該合計額に当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額（管理監督教職員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額に同項表（2）に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該減額対象教職員に支給される期末手当に係る同項表（1）から表（3）以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該減額対象教職員に支給される期末手当に係る同項

表（３）に定める割合を乗じて得た額）

- (5) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該減額対象教職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（第40条第２項に規定する役職段階別加算額の適用を受ける教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に第39条第２項表（１）に規定する割合を乗じて得た額（管理監督教職員にあっては、その額に、俸給月額に第39条第２項表（２）に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。第６項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該教職員に支給される勤勉手当に係る第40条第２項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該減額対象教職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（第40条第２項に規定する役職段階別加算額の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該合計額に当該合計額に第39条第２項表（１）に規定する割合を乗じて得た額（管理監督教職員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額に第39条第２項表（２）に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。第６項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に当該減額対象教職員に支給される勤勉手当に係る第40条第２項前段に規定する割合を乗じて得た額）
- (6) 第20条第１項から第７項まで又は第９項の規定により支給される給与 当該減額対象教職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 第20条第１項 前各号に定める額
- ロ 第20条第２項又は第３項 第１号から第４号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
- ハ 第20条第４項 第１号から第３号までに定める額に、同項の規定により当該減額対象教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ニ 第20条第５項から第７項 第１号から第４号までに定める額に、同項の規定により当該減額対象教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ホ 第20条第９項 第４号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第５項から第７項の規定により給与の支給を受ける教職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

俸給表	職務の級
一般職俸給表（一）	６級
教育職俸給表（一）	５級
教育職俸給表（二）	５級

- ３ 前項に規定するもののほか、減額対象教職員以外の者が月の初日以外の日に減額対象教職員となった場合に於ける同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。
- ４ 第２項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員についての第23条及び第34条から第36条までに規定する勤務１時間当たりの給与額は、第７条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に１箇月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域及び広域異動手当の月額の合計額に１箇月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。
- ５ 第２項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員についての第26条第２項に規定する管理職手当は、同条の規定にかかわらず、同条の規定による額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- ６ 第２項の規定が適用される間、第40条第２項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に掲げる教職員で第２項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.975（特定管理職員にあっては、100分の1.275）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の65（特定管理職員にあっては、100分の85）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。
- （平成22年４月１日前に55歳に達した教職員に関する読替え）
- ７ 平成22年４月１日前に55歳に達した教職員に対する第２項の規定の適用については、同項中「当該減額対象教職員が55歳に達した日以後における最初の４月１日」とあるのは「施行日」と、「55歳に達した日以後における最初の４月１日後」とあるのは、「同日後」とする。
- （平成23年４月１日における号俸の調整）
- ８ 平成23年４月１日において43歳に満たない教職員（その職務の級における最高の号俸を受ける者及び指定職俸給表の適用を受ける者等は除く。）のうち、平成22年１月１日において第17条の規定により昇給した教職員その他当該教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の平成23年４月１日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の１号俸上位の号俸とする。
- ９ 育児休業規程第14条に規定する育児短時間勤務教職員（以下「育児短時間勤務教職員」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に

応じた額に、労働時間等規程第2条第2項の規定により定められた労働時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(育児短時間勤務教職員等に関する読替え)

- 10 育児短時間勤務教職員に対する第2項第1号、第4号及び第5号の規定の適用については、左欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句とする。

第1号	号俸の俸給月額（	号俸の俸給月額に労働時間等規程第2条第2項の規定により定められた労働時間を38時間45分で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額（
	当該最低の号俸の俸給月額	当該額
	を減じた額（	に算出率を乗じて得た額を減じた額（
第4号	俸給月額	俸給月額を算出率で除して得た額
第5号	俸給月額減額基礎額	俸給月額減額基礎額を算出率で除して得た額

(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 11 この規程施行後の次の表の左欄に掲げる教職員の平成18年3月20日改正附則第6項の適用については、同項中「俸給月額に」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

1	平成21年12月4日改正附則第2項に規定する減額改定対象教職員（2の項に掲げる教職員を除く。）	俸給月額に100分の99.59を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）に
2	指定職俸給表の適用を受ける教職員	俸給月額に100分の99.44を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）に
3	1の項及び2の項に掲げる教職員以外の教職員	俸給月額に100分の99.83を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）に

- 12 第2項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員の平成18年3月20日改正附則第6項の適用については、同項中「差額に相当する額」とあるのは、「差額に相当する額（当該額に100分の98.5を乗じて得た額）」とする。

附 則（平成23年3月14日改正）

- 1 この細則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 第24条に規定する病気休暇の期間が施行日前から引き続いている場合における同条の規定の適用については、同条中「当該療養のための労働時間等規程第23条に規定する病気休暇」とあるのは、「施行日前における当該療養のための病気休暇」とする。

附 則（平成24年3月16日改正）

(施行日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- (俸給の切替えに伴う経過措置)
- 2 この規程施行後の次の表の左欄に掲げる教職員の平成18年3月20日改正附則第6項の適用については、同項中「俸給月額に」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

1	平成21年12月4日改正附則第2項に規定する減額改定対象教職員（2の項に掲げる教職員を除く。）	俸給月額に100分の99.1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）に
2	指定職俸給表の適用を受ける教職員	俸給月額に100分の98.94を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）に
3	1の項及び2の項に掲げる教職員以外の教職員	俸給月額に100分の99.34を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）に

(平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号俸の調整)

- 3 平成24年4月1日において36歳に満たない教職員（その職務の級における最高の号俸を受ける者及び指定職俸給表の適用を受ける者（以下「除外教職員」という。）を除く。）のうち、当該教職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第17条の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして別に定める教職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（教職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める教職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

- 4 平成25年4月1日において、改正後の平成18年3月20日改正附則第6項の規定による俸給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない教職員（同日において除外教職員である者を除く。）のうち、当該教職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める教職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（教職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める教職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。
- 5 平成26年4月1日において、改正後の平成18年3月20日改正附則第6項の規定による俸給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない教職員（同日において除外教職員である者を除く。）のうち、当該教職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める教職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（教職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める教職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。
- 6 育児休業規程第14条に規定する育児短時間勤務教職員（以下「育児短時間勤務教職員」という。）に対する前3項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは「とするものとし、その者の俸給月額を、当該号俸に応じた額に、労働時間等規程第2条第2項の規定により定められた労働時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則（平成25年3月15日改正）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年11月27日改正）

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年3月14日改正）

（施行日）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
（管理職手当に関する経過措置）
- 2 施行日の前日から引き続き、細則で定める管理又は監督の地位にある職を占める教職員（同一の職に限る。）のうち、改正後の第26条の規定による管理職手当の額が、改正前の第26条の規定による管理職手当の額に達しないこととなる教職員には、平成27年3月31日までの間、改正前の適用を受けるものとする。
（広域異動手当に関する経過措置）
- 3 改正後の第29条の2の規定は、平成21年4月2日から平成26年3月31日までの間に教職員がその在勤する勤務箇所を異にする異動をした場合についても適用する。

附 則（平成26年11月28日改正）

（施行日等）

- 1 この規程は、平成26年11月28日から施行し、第40条第2項及び第41条第2項の改正規定を除き、平成26年4月1日から適用する。
（適用日前の異動者の号俸の調整）
- 2 適用日前に職務の級を異にして異動した教職員及び別に定めるこれに準ずる教職員の適用日における号俸については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（平成27年3月31日までの間における昇給に関する特例）
- 3 平成27年3月31日までの間における第17条第2項の規定の適用については、同項中「4号俸」とあるのは「3号俸」と、「3号俸」とあるのは「2号俸」とする。
（平成26年12月に支給する期末特別手当の支給割合の特例）
- 4 平成26年12月に支給する期末特別手当においては、第41条第2項中「100分の162.5」とあるのは、「100分の170」とする。
（特定の教職員の給与の減額）
- 5 平成22年12月24日改正附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員の同附則第6項の適用については、同項中「100分の0.975」とあるのは「100分の1.2375」と、「100分の1.275」とあるのは「100分の1.5375」と、「100分の65」とあるのは「100分の82.5」と、「100分の85」とあるのは「100分の102.5」とする。
（給与の内払）
- 6 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成26年12月25日改正）

- 1 この規程は、平成26年12月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
（適用日前の異動者の号俸の調整）
- 2 適用日前に職務の級を異にして異動した教職員及び別に定めるこれに準ずる教職員の適用日における号俸については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（給与の内払）

- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成27年3月16日改正）

（施行日等）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
（切替日前の異動者の号俸の調整）
- 2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した教職員及び別に定めるこれに準ずる教職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 3 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの（細則で定める教職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（平成22年12月24日改正附則第2項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「減額対象教職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（減額対象教職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に減額対象教職員となった場合にあっては、減額対象教職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける教職員（前項に規定する教職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、細則の定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 5 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、細則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 6 前3項の規定による俸給を支給される教職員に関する第7条第1項、第29条第2項、第29条の2第3項、第39条第2項、第40条第2項、第41条第2項、第43条第1項及び第2項の規定の適用については、「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と附則第3項、附則第4項又は附則第5項の規定による俸給の額との合計額」とする。
（平成28年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例）
- 7 切替日から平成28年3月31日までの間における第32条第2項の規定の適用については、同項中「30,000円」とあるのは「26,000円」とする。
（広域異動手当に関する特例）
- 8 切替日から平成28年3月31日までの間に教職員がその在勤する官署を異にして異動した場合における当該教職員に対する当該異動に係る広域異動手当の支給に関する第29条の2第3項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。
（広域異動手当に関する経過措置）
- 9 切替日前に教職員がその在勤する官署を異にして異動した場合における当該教職員に対する当該異動に係る広域異動手当の支給に関する第29条の2第3項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。
（特定の教職員の給与の減額）
- 10 平成22年12月24日改正附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員の同附則第6項の適用については、同項中「100分の0.975」とあるのは「100分の1.125」と、「100分の1.275」とあるのは「100分の1.425」と、「100分の65」とあるのは「100分の75」と、「100分の85」とあるのは「100分の95」とする。

附 則（平成27年5月13日改正）

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成28年3月1日改正）

（施行日等）

- 1 この規程は、平成28年3月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
（特定の教職員の給与の減額）
- 2 平成22年12月24日改正附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員の同附則第6項の適用については、同項中「100分の0.975（特定管理職員にあっては、100分の1.275）」とあるのは、「6月に支給する場合には100分の1.25（特定管理職員にあっては、100分の1.425）、12月に支給する場合には100分の1.275（特定管理職員にあっては、100分の1.575）」と、「100分の65（特定管理職員にあっては、100分の85）」とあるのは「6月に支給する場合には100分の75（特定管理職員にあっては、100分の95）、12月に支給する場合には100分の85（特定管理職員にあっては、100分の105）」とする。
（給与の内払）
- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成28年3月17日改正）

（施行日等）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
(特定の教職員の給与の減額)
- 2 平成22年12月24日改正附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員の同附則第6項の適用については、同項中「100分の0.975(特定管理職員にあっては、100分の1.275)」とあるのは、100分の1.2(特定管理職員にあっては、100分の1.5)」とする。

附 則 (平成28年11月25日改正)

(施行日等)

- 1 この規程は、平成28年11月25日から施行し、第40条第2項及び第41条第2項の改正規定を除き、平成28年4月1日から適用する。
(適用日前の異動者の号俸の調整)
- 2 適用日前に職務の級を異にして異動した教職員及び別に定めるこれに準ずる教職員の適用日における号俸については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(平成28年12月に支給する勤勉手当の支給割合の特例)
- 3 平成28年12月に支給する勤勉手当においては、第40条第2項中「100分の85(特定管理職員にあっては、100分の105)」とあるのは、100分の90(特定管理職員にあっては、100分の110)」とする。
(平成28年12月に支給する期末特別手当の支給割合の特例)
- 4 平成28年12月に支給する期末特別手当においては、第41条第2項中「100分の170」とあるのは、「100分の172.5」とする。
(特定の教職員の給与の減額)
- 5 平成22年12月24日改正附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員の同附則第6項の適用については、同項中「100分の0.975」とあるのは「100分の1.35」と、「100分の1.275」とあるのは「100分の1.65」と、「100分の65」とあるのは「100分の90」と、「100分の85」とあるのは「100分の110」ととする。
(給与の内払)
- 6 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (平成28年12月22日改正)

- 1 この規程は、平成29年1月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
(適用日前の異動者の号俸の調整)
- 2 適用日前に職務の級を異にして異動した教職員及び別に定めるこれに準ずる教職員の適用日における号俸については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (平成29年3月17日改正)

(施行日等)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
(職務付加手当に関する経過措置)
- 2 施行日の前日から引き続き、職務付加手当の支給を受ける教職員(同一の職務に限る)のうち、改正後の第26条の2の規定による手当の額が、改正前の第26条の2の規定による手当の額に達しないこととなる教職員には、平成30年3月31日までの間、改正前の適用を受けるものとする。

(扶養手当に関する経過措置)

- 3 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の第28条第7項第3号及び第4号の規定は適用せず、第3項、第5項及び第7項の規定の適用については、それぞれ左欄に掲げる規定中の中欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3項	扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(一般職俸給表(一)8級及び教育職俸給表(一)5級の適用を受ける教職員(以下「(一)8級職員等」という。)にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円	前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(教職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)
-----	--	---

第5項	その旨	その旨（新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その教職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）
	(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）	(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。） (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある教職員が配偶者のない教職員となった場合（前号に該当する場合を除く。） (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある教職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）
第7項	次の各号のいずれか	第1号、第2号若しくは第5号
	においては、その	又は扶養手当を受けている職員について第5項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの
	その日が	これらの日が
	第1号又は第3号	第1号
	の改定	の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある教職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定

4 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の第28条第7項第3号及び第4号の規定は適用せず、第3項及び第7項の規定の適用については、それぞれ左欄に掲げる規定中の中欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3項	扶養親族たる配偶者、父母等	前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族
	（一般職俸給表（一）8級以上及び教育職俸給表（一）5級の適用を受ける教職員（以下「一（一）8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号	、同項第2号
第7項	次の各号のいずれか	、同項第2号

5 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の第28条第3項及び第7項の規定の適用については、それぞれ左欄に掲げる規定中の中欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3項	扶養親族たる配偶者、父母等	前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）
	前項第2号	同項第2号
	同項の規定による届出に係るものがない場合	前項の規定による届出に係るものがない場合
第7項	次の各号のいずれか	第1号、第2号、第3号、第4号又は第5号

附 則 （平成29年4月12日改正）

この規程は、平成29年4月12日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 （平成30年1月19日改正）

（施行日等）

- 1 この規程は、平成30年1月19日から施行し、第40条第2項及び第41条第2項の改正規定を除き、平成29年4月1日から適用する。
（適用日前の異動者の号俸の調整）
- 2 適用日前に職務の級を異にして異動した教職員及び別に定めるこれに準ずる教職員の適用日における号俸については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（平成29年12月に支給する勤勉手当の支給割合の特例）
- 3 平成29年12月に支給する勤勉手当においては、第40条第2項中「100分の90（特定管理職員にあつては、100分の110）」とあるのは、100分の95（特定管理職員にあつては、100分の115）」とする。
（平成29年12月に支給する期末特別手当の支給割合の特例）
- 4 平成29年12月に支給する期末特別手当においては、第41条第2項中「100分の172.5」とあるのは、「100分の175」とする。
（給与の内払）
- 5 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則 （平成30年3月20日改正）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
（平成30年4月1日における号俸の調整）
- 2 平成30年4月1日において37歳に満たない教職員（昭和56年4月2日以後に生まれた教職員をいう。指定職俸給表の適用を受ける者は除く。）のうち、平成27年1月1日において第17条の規定により昇給した教職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して別に定める教職員を除く。以下「昇給抑制教職員」という。）その他昇給抑制教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。
- 3 育児休業規程第14条に規定する育児短時間勤務教職員（以下「育児短時間勤務教職員」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、労働時間等規程第2条第2項の規定により定められた労働時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則 （平成30年11月21日改正）

（施行日等）

- 1 この規程は、平成30年11月21日から施行し、第40条第2項及び第41条第2項の改正規定を除き、平成30年4月1日から適用する。
（適用日前の異動者の号俸の調整）
- 2 適用日前に職務の級を異にして異動した教職員及び別に定めるこれに準ずる教職員の適用日における号俸については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（平成30年12月に支給する勤勉手当の支給割合の特例）
- 3 平成30年12月に支給する勤勉手当においては、第40条第2項中「100分の92.5（特定管理職員にあつては、100分の112.5）」とあるのは、「100分の95（特定管理職員にあつては、100分の115）」とする。
（平成30年12月に支給する期末特別手当の支給割合の特例）
- 4 平成30年12月に支給する期末特別手当においては、第41条第2項中「100分の167.5」とあるのは、「100分の177.5」とする。
（給与の内払）
- 5 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成31年 3 月 8 日改正）

この規程は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月20日改正）

この規程は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年12月 1 日改正）

（施行日等）

- 1 この規程は、令和元年12月 1 日から施行し、第40条第 2 項及び第41条第 2 項の改正規定を除き、平成31年 4 月 1 日から適用する。

（令和元年12月に支給する勤勉手当の支給割合の特例）

- 2 令和元年12月に支給する勤勉手当においては、第40条第 2 項中「100分の95.0（特定管理職員にあっては、100分の115.0）」とあるのは、「100分の97.5（特定管理職員にあっては、100分の117.5）」とする。
（令和元年12月に支給する期末特別手当の支給割合の特例）
- 3 令和元年12月に支給する期末特別手当においては、第41条第 2 項中「100分の170.0」とあるのは、「100分の172.5」とする。

附 則（令和 2 年 1 月24日改正）

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 令和 2 年 3 月31日まで神戸キャンパスに勤務し、かつ、令和 2 年 4 月 1 日以降も引き続き神戸キャンパスに勤務する者の地域手当については、勤務地が加東キャンパスに異動するまでの間、または退職するまでの間、改正前の第29条の規定を適用するものとする。

附 則（令和 2 年11月17日改正）

（施行日等）

- 1 この規程は、令和 2 年12月 1 日から施行する。
（令和 2 年12月に支給する期末手当の支給割合の特例）
- 2 令和 2 年12月に支給する期末手当においては、第39条第 2 項中「100分の127.5」とあるのは、「100分の125」に、「100分の107.5」とあるのは、「100分の105」とする。
（令和 2 年12月に支給する期末特別手当の支給割合の特例）
- 3 令和 2 年12月に支給する期末特別手当においては、第41条第 2 項中「100分の167.5」とあるのは、「100分の165」とする。

附 則（令和 3 年11月22日改正）

（施行日等）

- 1 この規程は、令和 3 年12月 1 日から施行する。
（令和 3 年12月に支給する期末手当の支給割合の特例）
- 2 令和 3 年12月に支給する期末手当においては、第39条第 2 項中「100分の120.0」とあるのは、「100分の112.5」に、「100分の100」とあるのは、「100分の92.5」とする。
（令和 3 年12月に支給する期末特別手当の支給割合の特例）
- 3 令和 3 年12月に支給する期末特別手当においては、第41条第 2 項中「100分の160」とあるのは、「100分の152.5」とする。

附 則（令和 4 年11月21日改正）

（施行日等）

- 1 この規程は、令和 4 年12月 1 日から施行し、第40条第 2 項及び第41条第 2 項の改正規定を除き、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
（令和 4 年12月に支給する勤勉手当の支給割合の特例）
- 2 令和 4 年12月に支給する勤勉手当においては、第40条第 2 項中「100分の100.0（特定管理職員にあっては、100分の120.0）」とあるのは、100分の105.0（特定管理職員にあっては、100分の125.0）」とする。
（令和 4 年12月に支給する期末特別手当の支給割合の特例）
- 3 令和 4 年12月に支給する期末特別手当においては、第41条第 2 項中「100分の165.0」とあるのは、「100分の167.5」とする。

附 則（令和 5 年11月21日改正）

（施行日等）

- 1 この規程は、令和 5 年12月 1 日から施行し、第39条第 2 項、第40条第 2 項及び第41条第 2 項の改正規定を除き、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
（令和 5 年12月に支給する期末手当の支給割合の特例）
- 2 令和 5 年12月に支給する期末手当においては、第39条第 2 項中「100分の122.5（特定管理職員にあっては、100分の102.5）」とあるのは、100分の125（特定管理職員にあっては、100分の105）」とする。
（令和 5 年12月に支給する勤勉手当の支給割合の特例）
- 3 令和 5 年12月に支給する勤勉手当においては、第40条第 2 項中「100分の102.5（特定管理職員にあっては、100分の122.5）」とあるのは、100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）」とする。
（令和 5 年12月に支給する期末特別手当の支給割合の特例）

- 4 令和5年12月に支給する期末特別手当においては、第41条第2項中「100分の170」とあるのは、「100分の175」とする。

附 則（令和6年12月17日改正）

（施行日等）

- 1 この規程は、令和6年12月17日から施行し、第39条第2項、第40条第2項及び第41条第2項の改正規定を除き、令和6年4月1日から適用する。
（令和6年12月に支給する期末手当の支給割合の特例）
- 2 令和6年12月に支給する期末手当においては、第39条第2項中「100分の125（特定管理職員にあっては、100分の105）」とあるのは、100分の127.5（特定管理職員にあっては、100分の107.5）」とする。
（令和6年12月に支給する勤勉手当の支給割合の特例）
- 3 令和6年12月に支給する勤勉手当においては、第40条第2項中「100分の105（特定管理職員にあっては、100分の125）」とあるのは、100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）」とする。
（令和6年12月に支給する期末特別手当の支給割合の特例）
- 4 令和6年12月に支給する期末特別手当においては、第41条第2項中「100分の172.5」とあるのは、「100分の175」とする。

附 則（令和7年3月7日改正）

（施行日）

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
（号俸の切替え）
- 2 切替日の前日において別表第1から別表第3までの俸給表の適用を受けていた教職員の切替日における号俸は、附則別表に定める号俸とする。
（令和7年度に支給する扶養手当の月額の特例）
- 3 令和7年度に支給する扶養手当においては、扶養親族たる配偶者については3,000円（一般職俸給表（一）8級及び教育職俸給表（一）5級の適用を受ける教職員を除く）とし、第28条第3項中「前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円とする。」とあるのは、「前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき11,500円とする。」とする。
（令和7年度に支給する教職調整額の支給割合の特例）
- 4 令和7年度に支給する教職調整額においては、令和7年4月から12月は100分の4とする。

附則別表

イ 一般職俸給表（一）の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸						
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2

22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			

72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90						
95	91						
96	92						
97	93						
98	94						
99	95						
100	96						
101	97						
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						

ロ 一般職俸給表（二）の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸			
	1 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1

5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45
54	38	50	50	46

55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	
71	55	67	67	
72	56	68	68	
73	57	69	69	
74	58	70	70	
75	59	71	71	
76	60	72	72	
77	61	73	73	
78	62	74	74	
79	63	75	75	
80	64	76	76	
81	65	77	77	
82	66	78	78	
83	67	79	79	
84	68	80	80	
85	69	81	81	
86	70	82	82	
87	71	83	83	
88	72	84	84	
89	73	85	85	
90	74	86	86	
91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	
101	85	97	97	
102	86	98		
103	87	99		
104	88	100		

105	89	101		
106	90	102		
107	91	103		
108	92	104		
109	93	105		
110	94	106		
111	95	107		
112	96	108		
113	97	109		
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		
130		126		
131		127		
132		128		
133		129		

ハ 教育職俸給表（一）の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	2
12	1	1	1	2
13	1	1	1	2
14	2	1	1	3
15	3	1	1	3
16	4	1	1	3
17	5	1	1	3

18	6	2	1	3
19	7	3	1	4
20	8	4	1	4
21	9	5	1	4
22	10	6	1	
23	11	7	1	
24	12	8	1	
25	13	9	2	
26	14	10	2	
27	15	11	2	
28	16	12	2	
29	17	13	3	
30	18	14	3	
31	19	15	3	
32	20	16	3	
33	21	17	4	
34	22	18	4	
35	23	19	4	
36	24	20	4	
37	25	21	5	
38	26	22	5	
39	27	23	5	
40	28	24	5	
41	29	25	6	
42	30	26	6	
43	31	27	6	
44	32	28	6	
45	33	29	7	
46	34	30	7	
47	35	31	7	
48	36	32	7	
49	37	33	8	
50	38	34	8	
51	39	35	8	
52	40	36	8	
53	41	37	9	
54	42	38	9	
55	43	39	9	
56	44	40	9	
57	45	41	10	
58	46	42	10	
59	47	43	10	
60	48	44	10	
61	49	45	11	
62	50	46	11	
63	51	47	11	
64	52	48	11	
65	53	49	11	
66	54	50	12	
67	55	51	12	

68	56	52	12	
69	57	53	12	
70	58	54	12	
71	59	55	13	
72	60	56	13	
73	61	57	13	
74	62	58	13	
75	63	59	13	
76	64	60	14	
77	65	61	14	
78	66	62	14	
79	67	63	14	
80	68	64	14	
81	69	65	15	
82	70	66		
83	71	67		
84	72	68		
85	73	69		
86	74	70		
87	75	71		
88	76	72		
89	77	73		
90	78	74		
91	79	75		
92	80	76		
93	81	77		
94	82	78		
95	83	79		
96	84	80		
97	85	81		
98	86	82		
99	87	83		
100	88	84		
101	89	85		
102	90			
103	91			
104	92			
105	93			
106	94			
107	95			
108	96			
109	97			
110	98			
111	99			
112	100			
113	101			
114	102			
115	103			
116	104			
117	105			

ニ 教育職俸給表（二）の適用を受ける職員

旧号給	新号給		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	2	1
15	7	3	1
16	8	4	1
17	9	5	1
18	10	6	2
19	11	7	3
20	12	8	4
21	13	9	5
22	14	10	6
23	15	11	7
24	16	12	8
25	17	13	9
26	18	14	10
27	19	15	11
28	20	16	12
29	21	17	13
30	22	18	14
31	23	19	15
32	24	20	16
33	25	21	17
34	26	22	18
35	27	23	19
36	28	24	20
37	29	25	21
38	30	26	22
39	31	27	23
40	32	28	24
41	33	29	25
42	34	30	26
43	35	31	27
44	36	32	28
45	37	33	29
46	38	34	30

47	39	35	31
48	40	36	32
49	41	37	33
50	42	38	34
51	43	39	35
52	44	40	36
53	45	41	37
54	46	42	38
55	47	43	39
56	48	44	40
57	49	45	41
58	50	46	
59	51	47	
60	52	48	
61	53	49	
62	54	50	
63	55	51	
64	56	52	
65	57	53	
66	58	54	
67	59	55	
68	60	56	
69	61	57	
70	62	58	
71	63	59	
72	64	60	
73	65	61	
74	66	62	
75	67	63	
76	68	64	
77	69	65	
78	70	66	
79	71	67	
80	72	68	
81	73	69	
82	74	70	
83	75	71	
84	76	72	
85	77	73	
86	78	74	
87	79	75	
88	80	76	
89	81	77	
90	82	78	
91	83	79	
92	84	80	
93	85	81	
94	86	82	
95	87	83	
96	88	84	

97	89	85	
98	90	86	
99	91	87	
100	92	88	
101	93	89	
102	94	90	
103	95	91	
104	96	92	
105	97	93	
106	98	94	
107	99	95	
108	100	96	
109	101	97	
110	102	98	
111	103	99	
112	104	100	
113	105	101	
114	106		
115	107		
116	108		
117	109		
118	110		
119	111		
120	112		
121	113		
122	114		
123	115		
124	116		
125	117		

ホ 医療職俸給表（一）の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸	
	3 級	4 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	2	2
7	3	3
8	4	4
9	5	5
10	6	6
11	7	7
12	8	8
13	9	9
14	10	10
15	11	11
16	12	12
17	13	13

18	14	14
19	15	15
20	16	16
21	17	17
22	18	18
23	19	19
24	20	20
25	21	21
26	22	22
27	23	23
28	24	24
29	25	25
30	26	26
31	27	27
32	28	28
33	29	29
34	30	30
35	31	31
36	32	32
37	33	33
38	34	34
39	35	35
40	36	36
41	37	37
42	38	38
43	39	39
44	40	40
45	41	41
46	42	42
47	43	43
48	44	44
49	45	45
50	46	46
51	47	47
52	48	48
53	49	49
54	50	50
55	51	51
56	52	52
57	53	53
58	54	54
59	55	55
60	56	56
61	57	57
62	58	58
63	59	59
64	60	60
65	61	61
66	62	62
67	63	63

68	64	64
69	65	65
70	66	66
71	67	67
72	68	68
73	69	69
74	70	70
75	71	71
76	72	72
77	73	73
78	74	74
79	75	75
80	76	76
81	77	77
82	78	78
83	79	79
84	80	80
85	81	81
86	82	82
87	83	83
88	84	84
89	85	85
90	86	86
91	87	87
92	88	88
93	89	89
94	90	90
95	91	91
96	92	92
97	93	93
98	94	94
99	95	95
100	96	96
101	97	97
102	98	98
103	99	99
104	100	100
105	101	101
106	102	
107	103	
108	104	
109	105	
110	106	
111	107	
112	108	
113	109	

へ 医療職俸給表（二）の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸
	3級

1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	2
7	3
8	4
9	5
10	6
11	7
12	8
13	9
14	10
15	11
16	12
17	13
18	14
19	15
20	16
21	17
22	18
23	19
24	20
25	21
26	22
27	23
28	24
29	25
30	26
31	27
32	28
33	29
34	30
35	31
36	32
37	33
38	34
39	35
40	36
41	37
42	38
43	39
44	40
45	41
46	42
47	43
48	44
49	45
50	46

51	47
52	48
53	49
54	50
55	51
56	52
57	53
58	54
59	55
60	56
61	57
62	58
63	59
64	60
65	61
66	62
67	63
68	64
69	65
70	66
71	67
72	68
73	69
74	70
75	71
76	72
77	73
78	74
79	75
80	76
81	77
82	78
83	79
84	80
85	81
86	82
87	83
88	84
89	85
90	86
91	87
92	88
93	89
94	90
95	91
96	92
97	93
98	94
99	95
100	96

101	97
102	98
103	99
104	100
105	101
106	102
107	103
108	104
109	105
110	106
111	107
112	108
113	109
114	110
115	111
116	112
117	113
118	114
119	115
120	116
121	117
122	118
123	119
124	120
125	121

附 則（令和 7 年 6 月 2 7 日改正）

この規程は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 7 月 3 1 日改正）

この規程は、令和 7 年 7 月 31 日から施行し、令和 7 年 6 月 1 日から適用する。

附 則（令和 8 年 1 月 19 日改正）

（施行日等）

- 1 この規程は、令和 8 年 1 月 19 日から施行し、第 39 条第 2 項、第 40 条第 2 項及び第 41 条第 2 項の改正規定を除き、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

（令和 7 年 12 月に支給する期末手当の支給割合の特例）

- 2 令和 7 年 12 月に支給する期末手当においては、第 39 条第 2 項中「100 分の 126.25（特定管理職員にあっては、100 分の 106.25）」とあるのは、100 分の 127.5（特定管理職員にあっては、100 分の 107.5）」とする。

（令和 7 年 12 月に支給する勤勉手当の支給割合の特例）

- 3 令和 7 年 12 月に支給する勤勉手当においては、第 40 条第 2 項中「100 分の 105（特定管理職員にあっては、100 分の 125）」とあるのは、100 分の 107.5（特定管理職員にあっては、100 分の 127.5）」とする。

（令和 7 年 12 月に支給する期末特別手当の支給割合の特例）

- 4 令和 7 年 12 月に支給する期末特別手当においては、第 41 条第 2 項中「100 分の 175」とあるのは、「100 分の 177.5」とする

（給与の内払）

- 5 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなし、令和 8 年 2 月の給与支給日にその差額を支給する。

（60 歳に達した日以後における最初の 4 月 1 日以降の俸給月額）

- 6 令和 8 年 4 月 1 日から当分の間（次項において同じ。）、次に掲げる俸給表の適用を受ける教職員の俸給月額は、当該教職員が 60 歳に達した日以後における最初の 4 月 1 日の前日に当該教職員に適用される俸給表の俸給月額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。（以下、「基礎俸給月額」という。））とする。

（1）一般職俸給表（一）

(2) 一般職俸給表（二）

(3) 医療職俸給表（一）

(4) 医療職俸給表（二）

（管理監督職以外の職へ降任をされた教職員の俸給月額）

- 7 就業規則第20条の2第1項に規定する管理監督職以外の職へ降任をされた教職員の俸給月額については、降任後の俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。（以下、「特定日俸給月額」という。））とし、その額が基礎俸給月額に満たない場合は、基礎俸給月額と特定日俸給月額の差額に相当する額を俸給として支給する。

附 則（令和8年3月16日改正）

この規程は、令和8年4月1日から適用する。

別表第 1
一般職俸給表（第11条関係）
イ 一般職俸給表（一）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300
2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000
3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100
4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300
5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400		
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700		
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900		
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100		
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900		
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700		
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500		
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100		
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700		
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300		
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900		
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600		
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400		
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800		
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500		
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000		
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400		
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800		
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200		
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600		
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900		
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200		
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500		
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800		
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100		
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400		
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700		
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000		
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100			
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400			
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700			
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900			
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200			
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400			
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700			
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900			
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200			
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500			
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800			
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000			
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300			
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600			
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800			

61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000			
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300			
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600			
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800			
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000			
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300			
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600			
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800			
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000			
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300			
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600			
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800			
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000			
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300				
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600				
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800				
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000				
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300				
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600				
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800				
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000				
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300				
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600				
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800				
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000				
86	266,200	305,800	355,700						
87	266,500	306,100	356,100						
88	266,800	306,400	356,500						
89	267,100	306,700	356,700						
90	267,400	307,000	357,100						
91	267,700	307,300	357,500						
92	268,000	307,600	357,900						
93	268,300	307,800	358,100						
94		308,000	358,400						
95		308,300	358,800						
96		308,700	359,100						
97		308,900	359,400						
98		309,200	359,800						
99		309,500	360,200						
100		309,900	360,600						
101		310,100	361,100						
102		310,400	361,500						
103		310,700	361,900						
104		311,000	362,300						
105		311,200	362,800						
106		311,500	363,200						
107		311,800	363,500						
108		312,100	363,800						
109		312,300	364,200						
110		312,600							
111		313,000							
112		313,300							
113		313,500							
114		313,700							
115		314,000							
116		314,400							
117		314,600							
118		314,800							
119		315,100							
120		315,400							
121		315,700							
122		315,900							
123		316,200							
124		316,500							
125		316,800							

備考 この表は、雇用管理規程別表第1の職種欄に掲げる事務職員(技能職員、医療系技術職員及び看護職員を除く。)に適用する。

ロ 一般職俸給表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	198,200	240,400	260,400	291,600	319,000
2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300
3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600
4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800
5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700
6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900
7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100
8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200
9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200
10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200
11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300
12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400
13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400
14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400
15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500
16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600
17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600
18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700
19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800
20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800
21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800
22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800
23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700
24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700
25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700
26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600
27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600
28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600
29	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600
30	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600
31	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600
32	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500
33	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400
34	240,100	257,900	283,100	306,400	353,300
35	240,600	258,400	283,800	306,900	354,100
36	241,100	258,800	284,400	307,400	355,000
37	241,700	259,200	285,000	307,900	355,900
38	242,200	259,700	285,700	308,500	356,900
39	242,700	260,100	286,300	309,100	357,900
40	243,200	260,500	286,800	309,800	358,800
41	243,700	260,900	287,200	310,300	359,700
42	244,000	261,300	287,700	310,800	360,600
43	244,300	261,800	288,100	311,400	361,500
44	244,700	262,100	288,500	311,900	362,300
45	245,100	262,400	289,000	312,400	363,100
46	245,500	262,800	289,500	312,900	363,900
47	245,900	263,200	290,000	313,500	364,700
48	246,300	263,500	290,300	314,100	365,400
49	246,600	263,900	290,700	314,700	366,100
50	246,900	264,300	291,100	315,400	366,900
51	247,200	264,600	291,500	316,100	367,700
52	247,500	264,900	292,000	316,800	368,300
53	247,700	265,300	292,300	317,400	369,000
54	248,000	265,600	292,700	318,100	369,600
55	248,300	265,900	293,200	318,700	370,300
56	248,600	266,300	293,700	319,300	371,000
57	248,800	266,600	294,100	319,900	371,600
58	249,100	266,900	294,700	320,600	372,100
59	249,400	267,200	295,200	321,300	372,600
60	249,600	267,500	295,800	321,900	373,100

61	249,800	267,800	296,400	322,400	373,500
62	250,100	268,100	296,900	322,900	
63	250,400	268,400	297,500	323,500	
64	250,600	268,700	298,000	324,100	
65	250,800	268,900	298,500	324,700	
66	251,100	269,200	299,000	325,100	
67	251,400	269,500	299,500	325,500	
68	251,600	269,700	300,000	326,000	
69	251,800	269,900	300,400	326,300	
70	252,100	270,200	300,800	326,800	
71	252,400	270,500	301,200	327,300	
72	252,600	270,700	301,600	327,700	
73	252,800	270,900	302,000	327,900	
74	253,100	271,200	302,300	328,200	
75	253,400	271,500	302,700	328,400	
76	253,600	271,700	303,100	328,700	
77	253,800	271,900	303,500	329,000	
78	254,100	272,200	303,900	329,300	
79	254,400	272,500	304,300	329,600	
80	254,600	272,700	304,700	329,800	
81	254,800	272,900	305,000	330,000	
82	255,100	273,200	305,500	330,300	
83	255,300	273,500	305,900	330,600	
84	255,600	273,700	306,400	330,800	
85	255,800	273,900	306,700	331,000	
86	256,000	274,100	307,200	331,200	
87	256,300	274,400	307,700	331,500	
88	256,600	274,700	308,000	331,800	
89	256,800	274,900	308,400	332,000	
90	257,100	275,100	308,900	332,300	
91	257,400	275,400	309,400	332,600	
92	257,600	275,600	309,900	332,800	
93	257,800	275,900	310,200	333,000	
94	258,100	276,200	310,600	333,300	
95	258,400	276,500	311,000	333,600	
96	258,600	276,700	311,500	333,800	
97	258,800	276,900	311,900	334,000	
98	259,100	277,200	312,300		
99	259,400	277,400	312,600		
100	259,600	277,700	312,900		
101	259,800	277,900	313,200		
102	260,100	278,100	313,600		
103	260,400	278,400	313,900		
104	260,600	278,700	314,300		
105	260,800	278,900	314,600		
106		279,100	315,000		
107		279,400	315,400		
108		279,600	315,600		
109		279,900	315,800		
110		280,200	316,100		
111		280,500	316,400		
112		280,700	316,600		
113		280,900	316,800		
114		281,200	317,100		
115		281,400	317,400		
116		281,600	317,600		
117		281,900	317,800		
118		282,200	318,100		
119		282,500	318,400		
120		282,700	318,600		

121		282,900	318,800		
122		283,100	319,100		
123		283,400	319,400		
124		283,700	319,600		
125		283,900	319,800		
126		284,100	320,100		
127		284,400	320,400		
128		284,700	320,600		
129		284,900	320,800		
130		285,100			
131		285,400			
132		285,700			
133		285,900			
134		286,100			
135		286,400			
136		286,700			
137		286,900			

別表第2
教育職俸給表（11条関係）
イ 教育職俸給表（一）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	230,900	275,700	354,200	408,200	480,200
2	233,500	277,900	355,800	409,800	488,400
3	235,900	280,000	357,400	411,100	496,900
4	238,300	281,900	358,900	412,300	505,300
5	240,700	283,700	360,400	413,500	513,500
6	243,100	285,200	362,000	414,500	521,200
7	245,600	286,700	363,600	415,500	528,700
8	248,100	288,200	365,100	416,400	535,900
9	250,500	290,000	366,500	417,300	542,500
10	252,300	291,900	368,500	418,300	547,700
11	254,100	293,700	370,500	419,400	552,300
12	255,900	295,600	372,400	420,500	556,600
13	257,700	297,600	374,200	421,500	559,700
14	259,200	299,600	375,800	422,600	562,500
15	260,800	301,600	377,400	423,600	565,200
16	262,300	303,600	378,800	424,600	567,600
17	263,800	305,500	380,100	425,600	569,600
18	265,200	308,000	381,600	426,700	
19	266,500	310,700	382,800	427,800	
20	267,900	313,300	384,100	428,900	
21	269,200	315,900	385,400	429,900	
22	270,500	318,300	386,600	431,000	
23	271,900	320,700	387,800	432,100	
24	273,200	322,900	388,900	433,200	
25	274,700	325,100	390,000	434,100	
26	276,300	327,100	391,300	435,200	
27	277,900	329,100	392,600	436,200	
28	279,500	331,100	393,900	437,200	
29	281,000	333,100	395,100	438,100	
30	282,700	335,000	396,400	439,200	
31	284,400	336,900	397,700	440,200	
32	286,200	338,800	398,900	441,300	
33	288,000	340,600	400,100	442,300	
34	289,200	342,500	401,300	443,500	
35	290,400	344,400	402,500	444,600	
36	291,500	346,300	403,600	445,800	
37	292,500	348,000	404,600	446,500	
38	293,500	349,200	405,800	447,400	
39	294,500	350,300	406,900	448,300	
40	295,500	351,300	407,900	449,100	
41	296,400	351,800	409,000	449,900	
42	297,500	352,200	410,200	450,800	
43	298,600	352,600	411,300	451,600	
44	299,500	352,900	412,400	452,300	
45	300,400	353,400	413,300	453,000	
46	301,400	353,900	414,300	453,900	
47	302,300	354,400	415,300	454,800	
48	303,200	354,700	416,200	455,700	
49	304,100	355,000	417,400	456,600	
50	304,500	355,300	418,700	457,500	
51	304,900	355,600	420,100	458,500	
52	305,300	355,900	421,400	459,400	
53	305,700	356,300	422,200	460,400	
54	306,100	356,600	423,200	461,400	
55	306,400	357,000	424,200	462,300	
56	306,700	357,300	425,300	463,300	
57	307,100	357,600	426,200	464,200	
58	307,500	358,000	426,900	465,100	
59	308,000	358,300	427,700	466,000	
60	308,300	358,700	428,400	467,000	

61	308,600	359,000	429,100	467,800
62	308,900	359,300	429,900	468,200
63	309,200	359,700	430,700	468,800
64	309,600	360,000	431,300	469,400
65	310,000	360,300	431,900	470,100
66	310,300	360,700	432,400	470,800
67	310,700	361,000	432,800	471,100
68	311,000	361,400	433,200	471,700
69	311,400	361,800	433,500	472,100
70	311,700	362,100	433,800	472,500
71	312,100	362,500	434,100	472,800
72	312,500	362,900	434,500	473,100
73	312,800	363,200	434,800	473,400
74	313,100	363,600	435,100	473,700
75	313,500	364,000	435,500	474,000
76	313,800	364,400	435,900	474,300
77	314,100	364,700	436,200	474,600
78	314,400	365,100	436,500	475,000
79	314,800	365,500	436,900	475,300
80	315,100	366,000	437,200	475,600
81	315,400	366,500	437,500	475,900
82	315,700	367,100	437,900	476,300
83	316,000	367,800	438,200	476,600
84	316,400	368,400	438,500	476,900
85	316,700	369,000	438,800	477,200
86	317,100	369,600	439,100	
87	317,500	370,200	439,300	
88	317,900	370,800	439,600	
89	318,200	371,300	439,900	
90	318,500	371,700	440,200	
91	318,800	372,000	440,400	
92	319,200	372,400	440,700	
93	319,600	372,800	441,000	
94	320,000	373,200	441,300	
95	320,400	373,600	441,600	
96	320,800	374,000	441,900	
97	321,200	374,600	442,200	
98	321,700	375,100	442,500	
99	322,200	375,500	442,800	
100	322,800	376,000	443,100	
101	323,100	376,400	443,400	
102	323,400	376,900	443,700	
103	323,600	377,200	444,000	
104	323,900	377,500	444,300	
105	324,200	378,000	444,500	
106	324,500	378,400		
107	324,800	378,900		
108	325,000	379,400		
109	325,300	379,800		
110	325,600	380,300		
111	325,900	380,700		
112	326,300	381,100		
113	326,600	381,500		
114	326,900	381,900		
115	327,200	382,300		
116	327,500	382,700		
117	327,700	383,100		
118	328,000	383,500		
119	328,400	383,900		
120	328,800	384,300		

121	329,000	384,600			
122	329,300	385,000			
123	329,600	385,400			
124	330,000	385,700			
125	330,200	386,100			
126	330,400	386,600			
127	330,700	387,100			
128	331,000	387,500			
129	331,200	387,900			
130	331,500	388,400			
131	331,900	388,900			
132	332,100	389,400			
133	332,300	389,900			
134	332,600	390,400			
135	332,900	390,900			
136	333,100	391,400			
137	333,300	391,900			
138	333,500	392,400			
139	333,700	392,900			
140	334,000	393,400			
141	334,400	393,900			
142	334,700				
143	335,000				
144	335,300				
145	335,700				
146	336,000				
147	336,200				
148	336,500				
149	336,800				
150	337,100				
151	337,400				
152	337,600				
153	337,900				
154	338,200				
155	338,500				
156	338,800				
157	339,000				

備考 この表は、雇用管理規程別表第1の職種欄に掲げる
大学教員に適用する。ただし、指定職俸給表の適用
を受ける教職員を除く。

□ 教育職俸給表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	212,900	234,000	332,300	361,900	448,100
2	215,300	236,400	334,000	363,400	449,400
3	217,600	238,800	335,800	364,900	450,600
4	219,900	241,300	337,500	366,300	451,900
5	222,100	243,700	339,100	367,700	453,000
6	224,400	246,100	341,200	369,000	454,100
7	226,600	248,500	343,300	370,300	455,300
8	228,800	251,000	345,300	371,700	456,500
9	231,000	253,400	347,200	373,100	457,800
10	233,200	255,000	349,200	374,400	459,000
11	235,400	256,600	351,000	375,700	460,100
12	237,600	258,200	352,700	376,900	461,200
13	239,800	259,800	354,400	378,100	462,400
14	241,900	261,200	356,000	379,400	463,200
15	244,000	262,600	357,400	380,600	464,000
16	246,100	264,000	358,900	381,800	464,900
17	248,200	265,400	360,200	382,800	465,800
18	250,000	266,600	361,600	384,000	466,200
19	251,700	267,800	362,900	385,200	466,700
20	253,400	269,000	364,100	386,300	467,200
21	255,100	270,300	365,300	387,300	467,700
22	256,400	271,400	366,800	388,500	468,100
23	257,700	272,500	368,300	389,700	468,600
24	258,900	273,700	369,700	390,800	469,100
25	260,100	275,000	371,000	391,800	469,600
26	261,200	276,700	372,300	393,000	470,000
27	262,300	278,400	373,500	394,100	470,500
28	263,400	280,100	374,700	395,200	471,000
29	264,600	281,800	375,700	396,300	471,500
30	265,700	283,800	377,100	397,500	471,900
31	266,800	286,000	378,400	398,700	472,400
32	267,800	288,200	379,700	399,800	472,900
33	268,900	290,400	381,100	400,800	473,400
34	269,900	292,600	382,400	401,900	473,800
35	270,900	294,800	383,600	403,100	474,300
36	272,000	296,900	384,900	404,300	474,800
37	273,200	298,900	386,000	405,500	475,300
38	274,100	300,800	387,000	406,800	475,700
39	275,100	302,700	388,000	407,900	476,200
40	276,200	304,500	388,900	409,100	476,700
41	277,400	306,300	389,900	410,200	477,200
42	278,500	308,200	391,100	411,500	
43	279,600	310,000	392,300	412,500	
44	280,700	311,700	393,400	413,600	
45	281,600	313,400	394,300	414,800	
46	282,400	315,200	395,600	416,000	
47	283,200	316,900	396,800	417,200	
48	284,000	318,500	397,900	418,400	
49	284,600	320,100	398,600	419,500	
50	285,400	321,800	399,800	420,500	
51	286,100	323,600	400,800	421,800	
52	286,800	325,300	401,900	423,000	
53	287,600	326,600	402,600	424,200	
54	288,400	328,500	403,700	425,300	
55	289,000	330,300	404,700	426,400	
56	289,700	332,000	405,700	427,500	
57	290,400	333,600	406,800	428,500	
58	291,200	335,500	407,800	429,700	
59	292,000	337,200	408,900	430,900	
60	292,600	338,900	410,000	432,100	

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
61	293,200	340,600	410,800	432,700	
62	293,900	342,300	411,900	433,500	
63	294,600	344,000	413,000	434,200	
64	295,100	345,700	414,000	434,700	
65	295,800	347,400	415,000	435,000	
66	296,500	348,700	415,900	435,300	
67	297,100	350,000	416,900	435,700	
68	297,700	351,300	417,900	436,100	
69	298,400	352,800	418,700	436,400	
70	299,100	354,300	419,700	436,800	
71	299,700	355,800	420,600	437,100	
72	300,400	357,300	421,600	437,400	
73	300,900	358,600	422,300	437,700	
74	301,500	360,100	422,900	438,000	
75	302,200	361,600	423,600	438,300	
76	302,700	363,000	424,300	438,600	
77	303,300	364,400	424,800	438,800	
78	303,900	365,900	425,500	439,100	
79	304,500	367,400	426,000	439,400	
80	305,100	368,900	426,600	439,600	
81	305,600	370,200	427,100	439,800	
82	306,100	371,500	427,400	440,100	
83	306,700	372,800	427,600	440,400	
84	307,300	374,000	427,700	440,600	
85	307,700	375,200	427,900	440,800	
86	308,100	376,400	428,200	441,100	
87	308,600	377,500	428,500	441,400	
88	309,100	378,600	428,800	441,600	
89	309,500	379,600	429,200	441,800	
90	310,000	380,700	429,500	442,100	
91	310,400	381,800	429,800	442,400	
92	310,900	382,900	430,100	442,600	
93	311,200	384,000	430,400	442,800	
94	311,700	385,100	430,700	443,100	
95	312,200	386,100	431,000	443,400	
96	312,600	387,200	431,300	443,600	
97	312,900	388,200	431,600	443,800	
98	313,300	389,200	431,900	444,100	
99	313,700	390,100	432,200	444,400	
100	314,100	391,000	432,500	444,600	
101	314,500	391,800	432,800	444,800	
102	314,800	392,800	433,100		
103	315,100	393,600	433,400		
104	315,400	394,500	433,700		
105	315,600	395,300	434,000		
106	315,900	396,200	434,300		
107	316,200	397,100	434,600		
108	316,400	398,000	434,900		
109	316,600	398,800	435,200		
110	316,800	399,800	435,500		
111	317,100	400,700	435,800		
112	317,400	401,600	436,100		
113	317,600	402,200	436,400		
114	317,800	403,100	436,700		
115	318,000	404,000	437,000		
116	318,300	404,900	437,300		
117	318,600	405,700	437,600		
118	318,800	406,400			
119	319,100	407,200			
120	319,400	408,000			

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
121	319,600	408,600			
122	319,800	409,300			
123	320,000	410,000			
124	320,300	410,600			
125	320,600	411,200			
126		411,900			
127		412,400			
128		413,000			
129		413,600			
130		414,200			
131		414,700			
132		415,200			
133		415,500			
134		415,800			
135		416,000			
136		416,300			
137		416,600			
138		416,900			
139		417,200			
140		417,500			
141		417,800			
142		418,100			
143		418,400			
144		418,700			
145		418,900			
146		419,200			
147		419,500			
148		419,700			
149		419,900			
150		420,200			
151		420,500			
152		420,700			
153		420,900			
154		421,200			
155		421,500			
156		421,700			
157		421,900			
158		422,200			
159		422,500			
160		422,700			
161		422,900			
162		423,200			
163		423,500			
164		423,700			
165		423,900			
166		424,200			
167		424,500			
168		424,700			
169		424,900			
170		425,200			
171		425,500			
172		425,700			
173		425,900			

備考 1 この表は、雇用管理規程別表第1の職種欄に掲げる附属学校教員に適用する。

2 この表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が4級である者の俸給月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3

医療職俸給表（第11条関係）

イ 医療職俸給表（一）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円
1	201,000	239,800	274,400	293,300
2	203,100	241,100	275,200	294,100
3	205,200	242,400	275,900	294,800
4	207,300	243,700	276,700	295,500
5	209,300	244,900	277,500	296,200
6	211,300	246,000	278,300	296,900
7	213,300	247,000	279,100	297,600
8	215,100	247,900	279,800	298,300
9	216,900	249,000	280,500	299,100
10	218,800	250,100	281,300	299,800
11	220,700	251,200	282,100	300,600
12	222,800	252,400	282,900	301,200
13	224,500	253,600	283,700	301,800
14	226,500	254,800	284,500	302,900
15	228,700	256,000	285,200	304,000
16	230,800	257,100	286,000	305,200
17	232,900	258,100	286,800	306,300
18	234,000	259,100	287,600	307,500
19	235,000	260,200	288,400	308,600
20	236,100	261,200	289,100	309,800
21	237,200	262,300	289,900	311,000
22	238,000	263,200	290,800	312,200
23	238,900	264,000	291,700	313,400
24	239,700	264,800	292,400	314,500
25	240,600	265,600	293,100	315,700
26	241,500	266,400	294,000	316,900
27	242,400	267,200	294,900	318,000
28	243,300	268,000	295,600	319,200
29	244,100	268,700	296,400	320,400
30	244,900	269,500	297,400	321,600
31	245,600	270,300	298,300	322,800
32	246,400	271,100	299,300	324,000
33	247,100	271,900	300,300	325,100
34	247,700	272,700	301,400	326,200
35	248,400	273,300	302,400	327,400
36	249,100	274,100	303,300	328,600
37	249,800	275,000	304,300	329,800
38	250,400	275,800	305,300	331,000
39	251,000	276,600	306,300	332,300
40	251,600	277,300	307,300	333,500
41	252,200	278,000	308,200	334,400
42	252,800	278,800	309,400	335,600
43	253,400	279,600	310,500	336,800
44	253,900	280,300	311,600	338,000
45	254,300	281,000	312,600	338,900
46	254,900	281,800	313,700	339,900
47	255,300	282,600	314,800	340,900
48	255,700	283,300	315,800	341,800
49	256,100	284,000	316,900	342,700
50	256,600	284,700	317,900	343,600
51	257,100	285,300	319,000	344,600
52	257,600	286,000	320,100	345,500
53	257,900	286,700	321,100	346,000
54	258,200	287,300	322,100	346,900
55	258,500	288,000	323,100	347,600
56	258,800	288,600	324,100	348,500
57	259,100	289,300	325,000	349,200
58	259,400	290,000	326,000	349,500
59	259,700	290,700	327,000	349,900
60	260,000	291,300	327,900	350,500

61	260,300	291,800	328,800	351,100
62	260,600	292,400	329,500	351,800
63	260,900	293,100	330,200	352,500
64	261,200	293,700	330,800	353,100
65	261,500	294,200	331,400	353,800
66	261,800	294,800	332,100	354,300
67	262,100	295,500	332,700	354,900
68	262,400	296,100	333,300	355,500
69	262,700	296,700	333,900	355,800
70	263,000	297,300	334,100	356,300
71	263,300	297,900	334,500	356,700
72	263,500	298,500	335,000	357,200
73	263,700	299,100	335,600	357,700
74	264,000	299,600	336,100	358,200
75	264,300	300,000	336,600	358,700
76	264,500	300,400	337,000	359,100
77	264,700	300,700	337,600	359,400
78	265,000	301,000	338,100	359,700
79	265,300	301,200	338,500	359,900
80	265,500	301,500	339,000	360,200
81	265,700	301,800	339,500	360,700
82	266,000	302,000	339,800	361,000
83	266,300	302,300	340,000	361,300
84	266,500	302,600	340,300	361,600
85	266,700	302,800	340,700	362,000
86		303,000	341,100	362,300
87		303,200	341,400	362,600
88		303,400	341,700	362,900
89		303,800	342,000	363,300
90		304,000	342,200	363,600
91		304,200	342,600	363,800
92		304,400	342,900	364,100
93		304,800	343,100	364,400
94		305,000	343,400	364,800
95		305,200	343,700	365,200
96		305,500	343,900	365,600
97		305,800	344,100	366,100
98		306,000	344,400	366,500
99		306,200	344,700	366,900
100		306,500	344,900	367,300
101		306,800	345,100	367,800
102		307,000	345,300	
103		307,200	345,700	
104		307,500	345,900	
105		307,800	346,100	
106			346,400	
107			346,800	
108			347,200	
109			347,400	

備考 この表は、雇用管理規程別表第1の職種欄に掲げる医療系技術職員に適用する。

ロ 医療職俸給表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円
1	221,700	254,700	293,900
2	223,600	256,800	294,400
3	225,400	259,000	294,900
4	227,100	261,200	295,400
5	228,800	263,400	295,800
6	230,700	264,400	296,300
7	232,500	265,200	296,800
8	234,200	266,100	297,200
9	235,900	266,900	297,600
10	237,800	268,000	298,100
11	239,700	269,100	298,600
12	241,600	270,000	299,100
13	243,400	270,800	299,500
14	245,400	271,500	300,000
15	247,400	272,200	300,400
16	249,400	273,000	300,900
17	251,400	274,100	301,400
18	253,400	275,000	301,800
19	255,500	275,900	302,300
20	257,500	276,800	302,700
21	259,400	277,800	303,200
22	260,600	278,800	303,600
23	261,700	279,700	304,100
24	262,800	280,700	304,500
25	263,900	281,500	305,000
26	264,700	282,400	305,600
27	265,600	283,300	306,300
28	266,400	284,200	307,000
29	267,200	285,200	307,700
30	267,900	285,900	308,400
31	268,600	286,600	309,100
32	269,300	287,300	309,900
33	270,100	287,900	310,600
34	270,700	288,500	311,400
35	271,300	289,000	312,100
36	271,800	289,400	312,800
37	272,400	289,800	313,500
38	273,100	290,400	314,300
39	273,800	290,900	315,100
40	274,500	291,300	315,900
41	275,200	291,700	316,500
42	275,800	292,200	317,400
43	276,500	292,600	318,400
44	277,100	293,100	319,300
45	277,900	293,600	320,100
46	278,600	294,000	321,100
47	279,300	294,500	322,100
48	279,900	294,900	323,000
49	280,400	295,400	323,900
50	280,900	295,800	324,800
51	281,300	296,300	325,800
52	281,700	296,800	326,800
53	282,000	297,200	327,600
54	282,500	297,600	328,500
55	282,900	298,100	329,500
56	283,300	298,500	330,400
57	283,700	299,000	331,300
58	284,100	299,700	332,200
59	284,400	300,400	333,200
60	284,700	301,100	334,100

61	285,100	301,800	335,000
62	285,500	302,700	336,100
63	285,900	303,600	337,300
64	286,200	304,300	338,500
65	286,500	305,000	339,200
66	286,900	305,900	340,300
67	287,300	306,700	341,400
68	287,600	307,500	342,300
69	288,000	308,200	343,400
70	288,500	309,100	344,100
71	288,900	310,000	345,200
72	289,200	310,800	346,300
73	289,600	311,700	347,400
74	290,100	312,500	348,600
75	290,600	313,400	349,700
76	291,100	314,300	350,800
77	291,600	315,100	351,900
78	292,100	316,000	353,000
79	292,700	317,000	354,000
80	293,100	317,900	355,100
81	293,600	318,400	356,000
82	294,000	319,200	357,000
83	294,500	320,100	357,900
84	295,000	320,900	358,900
85	295,400	321,700	359,800
86	295,800	322,600	360,600
87	296,300	323,600	361,400
88	296,800	324,600	362,200
89	297,200	325,500	362,800
90	297,700	326,500	363,400
91	298,200	327,500	364,000
92	298,700	328,500	364,600
93	299,200	329,300	365,000
94	299,600	330,000	365,400
95	300,100	330,700	365,900
96	300,700	331,300	366,300
97	301,300	331,800	366,800
98	301,800	332,100	367,200
99	302,300	332,600	367,700
100	302,800	333,200	368,100
101	303,200	333,600	368,400
102	303,700	334,100	368,900
103	304,100	334,700	369,200
104	304,500	335,200	369,500
105	304,900	335,600	369,900
106	305,300	336,100	370,400
107	305,700	336,600	370,900
108	306,000	337,100	371,400
109	306,200	337,500	371,900
110	306,500	337,800	372,400
111	306,700	338,100	372,900
112	307,000	338,400	373,300
113	307,300	338,700	373,700
114	307,500	339,100	374,100
115	307,800	339,400	374,600
116	308,000	339,700	375,100
117	308,300	339,900	375,500
118	308,500	340,200	376,000
119	308,800	340,500	376,500
120	309,100	340,700	377,000

121	309,400	340,900	377,300
122	309,700	341,200	
123	310,000	341,500	
124	310,300	341,800	
125	310,500	342,000	
126	310,700	342,300	
127	311,000	342,600	
128	311,400	342,800	
129	311,600	343,000	
130	311,900	343,200	
131	312,200	343,500	
132	312,600	343,700	
133	312,800	344,000	
134	313,100	344,400	
135	313,400	344,800	
136	313,700	345,200	
137	313,900	345,500	
138	314,200	345,900	
139	314,500	346,300	
140	314,800	346,700	
141	315,000	347,000	
142	315,300	347,400	
143	315,700	347,700	
144	316,000	348,100	
145	316,200	348,400	
146	316,400	348,800	
147	316,700	349,200	
148	317,000	349,600	
149	317,200	349,900	
150	317,400	350,300	
151	317,700	350,700	
152	318,000	351,100	
153	318,400	351,400	
154	318,600		
155	318,800		
156	319,100		
157	319,400		
158	319,700		
159	320,000		
160	320,300		
161	320,700		
162	321,000		
163	321,300		
164	321,600		
165	322,000		
166	322,300		
167	322,600		
168	322,900		
169	323,300		

備考 この表は、雇用管理規程別表第1の職種欄に掲げる看護職員に適用する。

別表第 4 指定職俸給表（第11条関係）

号俸	俸給月額
	円
1	736,000
2	794,000
3	852,000
4	933,000

備考 この表は、細則で定める教職員に適用する。

別表第 5 削除

別表第 6 削除

別表第 7 初任給調整手当

期間の区分	手当の額
	円
1 年未満	52,100
1 年以上 2 年未満	52,100
2 年以上 3 年未満	52,100
3 年以上 4 年未満	52,100
4 年以上 5 年未満	52,100
5 年以上 6 年未満	52,100
6 年以上 7 年未満	50,300
7 年以上 8 年未満	48,500
8 年以上 9 年未満	46,700
9 年以上10年未満	44,900
10年以上11年未満	43,100
11年以上12年未満	41,300
12年以上13年未満	39,500
13年以上14年未満	37,700
14年以上15年未満	36,300
15年以上16年未満	34,900
16年以上17年未満	33,500
17年以上18年未満	32,100
18年以上19年未満	30,700
19年以上20年未満	29,300
20年以上21年未満	27,900
21年以上22年未満	27,300
22年以上23年未満	26,700
23年以上24年未満	25,700
24年以上25年未満	25,100
25年以上26年未満	24,500
26年以上27年未満	23,900
27年以上28年未満	23,300
28年以上29年未満	22,500
29年以上30年未満	22,200
30年以上31年未満	21,800
31年以上32年未満	21,200
32年以上33年未満	20,300
33年以上34年未満	19,400
34年以上35年未満	18,700

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第27条第2項の職員となった日以後の期間を示す。

別表第 8 管理職手当表（第26条関係）

区分	俸給表名	職務の級	手当の額（円）
1 種	一般職俸給表（一）	1 0 級	139,300
		9 級	130,300
		8 級	117,500
		7 級	88,500
2 種	一般職俸給表（一）	9 級	104,200
		8 級	94,000
		7 級	88,500
4 種	教育職俸給表（一）	5 級	75,200
5 種	一般職俸給表（一）	6 級	62,300
		5 級	59,500
	教育職俸給表（一）	5 級	70,500
	教育職俸給表（二）	5 級	66,400
		4 級	63,500
6 種	一般職俸給表（一）	5 級	49,600
		4 級	46,300
	教育職俸給表（一）	5 級	58,700
	教育職俸給表（二）	5 級	55,300
		4 級	52,900
7 種	教育職俸給表（一）	5 級	40,000
		4 級	36,600

備考 この表の適用を受ける者のうち、附属幼稚園長、附属小学校長及び附属中学校長を統括する役割を担う者の管理職手当の額は、この表の額に10,000円を加算した額とする。

別表第 8 の 2 職務付加手当表（第26条の 2 関係）

区分	俸給表名	手当の額（円）
1 種	教育職俸給表（一）	25,000
2 種	教育職俸給表（一）	20,000
3 種	教育職俸給表（一）	15,000
4 種	教育職俸給表（一）	7,500
5 種	教育職俸給表（一）	5,000

別表第9 義務教育等教員特別手当表（第42条関係）

教育職俸給表（二）の適用を受ける者

職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	円	円	円	円	円
1から 4まで	1, 300	1, 400	2, 900	3, 400	5, 100
5から 8まで	1, 300	1, 600	3, 000	3, 500	5, 200
9から 12まで	1, 400	1, 700	3, 100	3, 600	5, 300
13から 16まで	1, 500	1, 700	3, 300	3, 800	5, 400
17から 20まで	1, 600	1, 800	3, 500	3, 800	5, 500
21から 24まで	1, 700	1, 900	3, 500	4, 000	5, 600
25から 28まで	1, 800	2, 000	3, 700	4, 100	5, 600
29から 32まで	1, 900	2, 100	3, 800	4, 100	5, 600
33から 36まで	1, 900	2, 200	3, 900	4, 200	5, 600
37から 40まで	2, 000	2, 300	4, 000	4, 400	5, 600
41から 44まで	2, 200	2, 400	4, 100	4, 400	5, 700
45から 48まで	2, 200	2, 600	4, 200	4, 600	
49から 52まで	2, 300	2, 600	4, 300	4, 700	
53から 56まで	2, 400	2, 800	4, 400	4, 700	
57から 60まで	2, 400	3, 000	4, 500	4, 800	
61から 64まで	2, 500	3, 200	4, 600	4, 900	
65から 68まで	2, 600	3, 300	4, 700	5, 000	
69から 72まで	2, 600	3, 400	4, 800	5, 100	
73から 76まで	2, 700	3, 500	4, 900	5, 100	
77から 80まで	2, 800	3, 700	4, 900	5, 200	
81から 84まで	2, 800	3, 800	4, 900	5, 200	
85から 88まで	2, 800	3, 800	5, 000	5, 300	
89から 92まで	2, 900	3, 900	5, 000	5, 300	
93から 96まで	3, 000	4, 000	5, 100	5, 300	
97から100まで	3, 100	4, 100	5, 100	5, 300	
101から104まで	3, 100	4, 200	5, 100	5, 300	
105から108まで	3, 200	4, 300	5, 100		
109から112まで	3, 200	4, 400	5, 100		
113から116まで	3, 200	4, 400	5, 200		
117から120まで	3, 200	4, 500	5, 200		
121から124まで	3, 200	4, 600			
125から128まで	3, 200	4, 700			
129から132まで		4, 700			
133から136まで		4, 700			
137から140まで		4, 700			
141から144まで		4, 700			
145から148まで		4, 800			
149から152まで		4, 900			
153から156まで		4, 900			

157から160まで		4, 900			
161から164まで		5, 000			
165から168まで		5, 000			
169から172まで		5, 100			
173		5, 100			